

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（４）（24.2定）			
日 時	平成24年 6月25日（月）	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時35分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、濱本副委員長、秋元・中村・小貫・松田・酒井・ 上野・林下各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、総務部・ 水道局・教育部・保健所各参事、保健所長、会計管理者、消防長、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、小貫委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が秋元委員に、吹田委員が中村委員に、高橋委員が松田委員に、山口委員が林下委員に、中島委員が小貫委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○秋元委員

◎事務事業評価について

初めに、代表質問の中から関連して、事務事業評価について、先日の続きということで伺いたいと思います。

事務事業評価につきましては、小樽市でも、平成12年度、14年度、18年度で行ってきたということで先日伺いました。まずこれまで行ってきた各事業後のP D C Aサイクルにつきまして、本会議で、各部局が予算編成の中で市民ニーズを踏まえて行ってきたという市長の御答弁をいただきましたけれども、各部局で市民の声をどのように把握してきたのかということについてお示しいただけますか。

○（財政）財政課長

P D C Aサイクルの中で、市民ニーズの把握はどのように行ってきたのかということでございますけれども、市長答弁でございましたとおり、事業の実施に関しまして、一連の管理は、基本的にはそれぞれの事業を進める部局が行っているところでございます。

財政部といたしましては、毎年度、各部に対しまして、予算要求に当たっての基本的事項というのを指示しております。その中で、「事務事業の優先度について、各部において十分議論を尽くし厳選することとし、継続事業についても漫然と要求することなく、社会情勢や市民要望の変化などを的確にとらえ、見直しを行うこと」というような形で通知しております。そのことから、各部におきましては、この基本的事項に即しまして、市民要望などについてもとらえながら、予算要求を行っているというふうに考えております。

○秋元委員

そこで、市民の要望というのを聞きながら、各事業に反映してきたと思うのですけれども、どのようにその要望を伺ってきたのかという、具体的な例をお示しいただければと思うのですけれども。

○（財政）財政課長

いろいろと多岐にわたる事業がございますので、一概には言えないのですけれども、例えば、事業によってはニーズの調査などをやっているものもございますので、そうした中で予算に反映しながら、市民ニーズをとらえてきているというところでございます。

○秋元委員

そこで、先日話しましたがけれども、各事業の事務事業評価の予算と効果についても非常に重要な部分だと思いますけれども、各事業の質、あとは効率性ですとか有効性などというのは、市民の声なども聞きながら、また社会情勢も判断しながらということだったのですけれども、現在、市の行っている事業の中で、事業の質をどういうふうに見上げていくのかというのが、各部局で判断されているということだったのですけれども、なかなか見えにくいものですから、これまでその効率性については何を基準に判断されてきたのか、お答えいただけますでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

これまで行政評価ということで、平成12年度、14年度、18年度と試行してきたわけですが、その中では指標というものを設けて判断の一助としていたところですが、この指標というものも、活動指標と成果指標という二つの指標がございまして、例えば何回やりましたといった部分は活動指標と、それからどういう効果があったかというあたりは成果指標ということになるかと思うのですが、なかなかその成果を数字上で推しはかることが難しいという状況でございます。そういう中で、成果指標の部分を、例えば参加者数というような実績値として指標を設定せざるを得ないというケースもございました。

行政評価をやっている自治体の調査などを見ますと、総務省で調査してございますけれども、8割の自治体はその評価指標の設定を課題としているという現状もございまして、私どもとしても、また今後、そのあたりの研究が必要というふうに考えているところでございます。

○秋元委員

成果指標については、これから聞こうと思っていたのですが、先に御答弁をいただいたのですが、目標のないところでなかなかその効果についての判断をするというのは非常に難しいだろうというふうには思うのですが、そこで先日も紹介したフルコストですとか、さまざまな形を模索する中で、市民の声をいかに反映していくかということが望まれるというふうに思うのです。

今後、その外部評価ですとか、市民の方の意見ですとかを反映していく上で、私はぜひ外部評価、また市民から評価をする方を公募してはどうかと思うのですが、先日もこの件を伺いましたが、私が考えるところで、皆さん方がつくった事業をなかなか自分たちで判断するのが、難しいだろうということで、客観的に全く関係ない方々の目にその事業をさらして、どういう費用対効果があったのかという判断をしていただくのが重要なだろうというふうに思うのですが、外部評価、また市民の公募については、先日、今後行っていく事務事業評価の中で導入するというようなはっきりした御答弁はなかったのですが、この辺はどのように考えますか。

○（総務）企画政策室長

先日も答弁させていただきましたけれども、まず3回ほど試行させていただいて、まだ全く根がっていない状況ですので、まずはその事業評価について、庁内で習慣づけるというのですか、定期的なものにさせていただくのが第一と思っております。

そして、その中で、今までも、試行の際もそうですけれども、原部の評価、それから庁内の評価どまりになってございますので、今、委員のお話にもありました、市民の方の目から見た評価についても、どういう形がいいか検討していきたいと、先日の答弁とほとんど変わりませんが、そういう形で考えてございます。

○秋元委員

限られた予算の中でどういう事業に優先度を持たせて行っていくのかというのは、市長もよく選択と集中という話をされますけれども、やはり行政側の考え方と市民の方の感じている部分というのは、いろいろな意味で乖離している部分もあるのだなというふうに私自身感じますので、再度お願いしますが、ぜひ外部評価は取り入れていただきたいというふうに思いますけれども、これまで3回試行する中で、市民のニーズもある意味、各部局で把握してきたということなのですが、今後、行々に当たって、まだ結果は出されておられませんけれども、現在もいろいろな事業については精査されているというふうに思いますけれども、例えば外部評価を導入しないで行うとすれば、今後、どのような判断基準を持って評価していくというような考え方を現在はされているのでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

これまでの評価の中では、優先度を図るために得点化という試みも行ったこともございますけれども、他の事業と比較する際、そもそも事業が違うということで、なかなかその客観性が難しいという部分もあって、システムとして確立してきていないという現状がございまして。

先ほど財政課長からも答弁を差し上げましたが、現状は、予算編成の中で、指標という形では設けておりませんが、例えば実績でありますとか、効果でありますとか、そういう検証をしながら、緊急性、必要性、それから市民ニーズというのに加えまして、さらには財政状況もありますので、そういうことを踏まえて現状を判断しているというところでございますので、また今後、試行を進めていく中で、そういうあたりも勘案しながら、どういう方法がいいかというあたりは引き続き検討していきたいと思っております。

○秋元委員

それで、以前、生活保護のことを質問したときに、釧路市に生活支援の、自立支援の視察に行かれていますというお話を伺いましたけれども、この事務事業評価についても、ぜひ先進地といいますか、全く同じようなものをつくる必要はないと思いますけれども、いろいろと試行錯誤しながら研究されている自治体もたくさんありますので、ぜひ職員を派遣されてみてはどうかと思いますし、先日も話しました、私たちが視察に行ったところも、必ずいろいろな地域に職員を派遣して勉強されているという話を伺いましたので、これは資料をもらって勉強するというところもあるのでしょうかけれども、皆さんが実際に足を運んで、その地域の職員の方と懇談、意見交換する中で政策に結びつけていくことが重要ではないかなというふうに思いますので、ぜひ先進地の視察をされたほうがいいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○総務部長

事務事業評価の先進地視察ということでございますけれども、先日も市長から答弁をさせていただきましたが、全国でさまざまな取組が今なされていて、インターネットなどでもわかることはわかるのでしょうかけれども、今、委員がお話しされたとおり、各市、相当試行錯誤を繰り返してやっていますし、本市も3回試行をやりましたが、まだ本格実施していないということですので、やはり相当皆さん苦労されて制度設計されているのだと思いますけれども、インターネットだけではその試行錯誤にどれだけ苦労されたかということとはなかなかわかりかねますので、どこがいいか、これから研究させますけれども、職員を先進地に少し派遣させてさまざまな面を勉強させて、本格実施に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○秋元委員

よろしく願いいたします。

◎人事評価について

続きまして、人事評価について伺います。

これも、代表質問から伺いますが、今回、市長の御答弁でも、今後、時代に合った適切な研修の内容を考えていくということだったのですけれども、具体的に今後どのような研修の内容というのを考えられているのか、お知らせいただけますか。

○（総務）職員課長

研修の内容ですけれども、やはり人事評価を進めるに当たって、評価する側のスキルアップが必要ですので、その辺の研修を重点的にやりたいと思います。

○秋元委員

具体的にはまだどういふものかというのは決まっていないと。

職員の方の能力向上ですとか、適所で業務の遂行というふうには伺ったのですが、人事評価についても平成19年度、21年度で行ったということだったのです、その中でアンケートを行って、3点ほどありましたけれども、まず1点が、目標設定をしないで実施したため、自己評価が難しいということと、部署ごとに業務や配置人員の能力に濃淡があるため、評価に公平性が欠けている面があると、また人事評価のための仕事になるのではないかと心配するというふうに言われておりましたけれども、私は、このアンケート結果というのは、そもそも試行する前に検討する部分ではなかったのかというふうには思うのですが、なぜ目標設定をしないでやってきたのかお聞か

せいただけますか。

○総務部副参事

2 回ほど施行してきておりますけれども、準備に結構時間がかかりまして、そういった中で、能力評価ということについては、一定のシートをつくって試行できる形をつくったのですけれども、目標管理を行うということになりますと、一定の面談ですとか、これは 1 回だけではなくて複数回の面談をしなければいけないというようなことですか、そういった準備をするのに、その当時はそれなりのノウハウというのがあまりなくて、他都市に聞いてそういった準備をするにも、なかなかそういった時間もなかったという事情がございまして、しかしながら、そう言いながらも人事評価制度の試行については取り組んでいかなければいけないという状況にありましたので、まずはやれるところから試行として取り組んでみたいということで、能力評価について試行を行った、そういった状況でございました。

○秋元委員

どこの市に行って勉強させていただいても、先ほどの事務事業評価もそうなのですけれども、やはり何のために行うのかということ強く言い続ける方がいないのではないかと気がするのです。

人事評価も、先ほど目標設定をしないで行った理由を伺いましたけれども、そもそも人事評価の目標なり目的なりがまずははっきりわかった上で、試行する前に、ではどうあるべきなのかということ本来であれば考えてやるべきであって、それがされないままに試行されたがために、事務事業評価も人事評価もただ職員の方の負担になって、あまりいい結果が出されていないというのも、その辺にあるのではないかとこのように思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○総務部副参事

委員がおっしゃるとおり、やはりある意味、業績評価といいますか、目標管理については、車の両輪の片輪だというふうに思っております。ですから、今後、また試行を行っていきたいというふうには考えているのですけれども、そういった中では、やはり今回は、初めてそういった業績評価、目標管理、目標設定をして、その上で今までの能力評価もあわせて、車の両輪をそろえて試行をやっていきたいと。

ただ、これはいきなり全職員というのはなかなか難しいですから、まずは管理職を対象にして試行をやっていきたいということで、現在、内部でいろいろとその仕組みづくりについて取組を進めているところでございます。

○秋元委員

例えば、先ほどのアンケートの二つ目、部署ごとに業務や配置人員の能力に濃淡があるため、評価に公平性が欠けている面があるというふうに言われた方がいるそうなのですけれども、これも先ほど最初に研修の話を聞きましたけれども、そもそも研修をする時点で、何のために行うのか、どういう目的、目標があって行うのかというのをしっかり研修されていれば、こういう声が出なくて済んだのかなというふうに思うのです。部署ごとに業務や人員のばらつきがあるのは当然なことだと思いますし、そこはやはり評価していく方々の中にもその目標なり目的なりが浸透されていなかった部分なのかなというふうに思うのですけれども、ぜひこれは、先ほどの事務事業評価もそうですし、人事評価もそうなのですけれども、何のために行うのかということを明確にさせていただいて、職員の方も納得した上でできるように、時間はかかると思いますけれども、ただ進めるほうが最初の大命題がなければ、やっている意味が本当になくて、苦勞される職員の方がたくさんいると思いますので、ぜひその辺はお願いいたします。

続きまして、能力評価の項目なののですけれども、これまで行ってきた 2 回の試行の能力評価の項目というのは、どういうものだったのでしょうか。

○(総務) 職員課長

過去の、まず平成 21 年度に行った人事評価における能力評価なののですけれども、具体的には、大きくは業務遂行能力と基本姿勢ということで区分しております。その内訳で、評価項目ということなののですけれども、例えば業務

遂行能力であれば、基礎能力ですとか、企画力ですとか、また基本姿勢であれば、責任感ですとか、統率力という項目で評価を行っています。

19年度については、おおむね21年度と同じように2区分に分けて、評価項目の名称はちょっと違いますけれども、内容的には同じようになっています。

○秋元委員

それで、人事評価を2回された上での総括といいますか、課題といいますか、その辺はどういうふうには押さえていらっしゃるんですか。

○（総務）職員課長

先ほど、試行後のアンケートの中にもあったようなものと、やはり最初にお話がありました、評価する側のスキルの問題というのが重要になってくると思いますので、その研修は行っていかなければならないというふうに考えております。

○秋元委員

私の思いといいますか、考えは先ほど述べさせていただきましたけれども、まずは、行う以上はただ負担で終わるのではなくて、しっかりと総括できて、次に生きていくような制度にしていきたいというふうに思うのですが、次に試行するまでのスケジュールといいますか、どのようなことを行っていくのか、このスケジュールについて、いつぐらいに導入したいというふうに考えていらっしゃるんですか。

○総務部副参事

まだ内部できちんとスケジュールを確定したわけではございませんけれども、今取り組んでいる中であらあら考えていることを話しますと、できましたら新年度から試行を始めたいというふうに考えているのですが、先ほど来話しておき、やはり事前の研修というようなことが必要でして、これは先ほども職員課長から答弁いただきましたが、評価の側のばらつきがないことというようなことも大きなことですが、それに加えて今回は、いわゆる業績評価、目標管理を試行で行おうとしておりますので、そうしますと、面談を最低でも3回ほどしなければいけないかというようなこともちょっと考えております。そうしますと、そういったことをいろいろ準備していくということになりますと、いきなり4月に入って、来年の4月から、さあ始めますというスタートはなかなか難しいものですから、できましたら年明け1月とか2月ぐらいに職員に対しての研修、これはたぶん部長職や次長職対象になるかと思うのですが、そういった人事評価の研修を行って、どちらかというと、人事評価のそういった仕組みといいますか、実際に行うための説明会的なものをまず一つ、それからさらに可能でしたら、人事評価制度全体に対しての、こういったものだという理解を深めるような研修、こういったものも含めて事前に、年明け1月、2月ぐらいには対象者に対して研修を行って、その上で4月に入って新年度から試行を行ってほしいということで、そういった希望は現在持っております。

○秋元委員

この項目につきましては、またいろいろとお伺いさせていただきますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○秋元委員

◎町会活動支援員について

次に、今回も代表質問で質問させていただきました町会活動支援員について、関連して伺いますけれども、まず町会長と市との定例連絡会議に半分ぐらいの町会の会長が欠席されているということだったので、実際、欠席されている町会長や町会の方々とはどのように連携をとられていますでしょうか。

○（生活環境）辻主幹

5月に行いました町会長と市との定例連絡会議におきましては、152町会のうち、出席町会は80町会でした。ですから、委員がおっしゃるとおり、約半数の町会が欠席しています。

欠席した町会に対するフォローですけれども、定例連絡会議が終わりましたら、連絡事項、それから質疑応答、それを議事録の概要版のようなものをつくりまして、欠席した町会にもすべて郵送させていただいております。そして、みんなで見ていただいております。

○秋元委員

その反応といいますか、議事録なり連絡事項なりを配布した後の町会の方の反応というのは何かありますか。

○（生活環境）辻主幹

さまざまです、まるっきり返事のないところもございますし、「送っていただいてありがとう」から始まりまして、「ところで、こういう質問が出ていたのですけれども、この問題に対するこれからの市の計画とかはどうなっているのか」という質問があった町会もございます。そういう町会につきましては、それぞれ原課に電話をつなぎまして、担当課長から町会に返事をしていただくようお願いいたしました。

○秋元委員

大体欠席されている町会というのは決まっているのですか。

○（生活環境）辻主幹

逆の言い方なのですが、絶対何があっても出てきてくれる町会というのは、やはり顔がだんだんわかるようになってきたのですけれども、残念ながらちょっと足が遠いなと思っている町会も幾つかございます。それはいろいろな事情があるのだと思うのです。例えば、町会長が仕事を持っていて、働いていて、我々の行っている会議の日程が合わないですとか、あと例えば春と秋にやっていて、農家をやっているものですから、仕事の関係で来られないだとか、あとさまざまな事情はあるのかもしれませんが、それについては申しわけありませんが、把握してございません。

○秋元委員

それで、今回の代表質問の中でも、町会活動支援員がいない町会については、例えば職員の方が住んでいないというような条件も一つありましたけれども、私は、先日も話しましたとおり、必ず町会に住んでいる人がその町会を支援しなくてもいいのではないかと、もちろんその町会に住んでいればいいのでしょうけれども、極端な話しをすると、そこまで言わなくても、例えば職員の中から、若い方で今一生懸命頑張っている方もたくさんいますから、そういう町会に支援できるような話といたしますか、公募といたしますか、そういうようなことというのは考えられないのでしょうか。

○（生活環境）辻主幹

今、2点あったと思うのですが、まず職員が居住していない町会に対する派遣の問題ですけれども、これにつきましては、派遣される町会の了承さえあれば、地域外の管理職を配置しております。例えば、銭函地区にいないければ、札幌市に住んでいる職員ですとか、忍路・塩谷方面にいないければ、余市町に住んでいる職員まで充てて、なるべく埋め合わせるようにしております。

それから、2点目の、恐らく若手職員を公募しないのかという、そういう御指摘と思うのですけれども、今の委員の御指摘につきましては、この制度をつくったときからの課題として私も認識しています。まさにおっしゃるとおりでございます。

ただ、町会活動支援員というのは、お祭りやイベント、廃品回収ですとか、どうしても休日、夜間、土日の行事が多く、私たちは支援員の業務を公務として位置づけているものですから、時間外手当というのはやはり避けて通れない問題だと思っております。

また、単にマンパワーだけ、人を配置すればいいという問題だけではなくて、例えば総会ですとか役員会でいろいろなことを聞かれると思うのです。そこで幅広い情報、知識を持っている方がやはり町会活動支援員にはふさわしいのかとも思いますので、今はそこでとまっている状態でございます。

○秋元委員

私が聞く話とはちょっと真逆といたしますか、正反対の話で、まずいろいろな状況を知ってほしいという、すべての町会ではないですけども、人がいないので、とにかくその町会がどういう状況なのかまず知ってほしいということと、情報を聞きたいということがありました。

ただ、私たちも町会に入っていると話を聞きますけれども、すべて市の行政のことをわかっているわけではないですが、やはりお話、相談いただいたことは持ち帰って、市の担当の方に、課長なりに相談をして、解決に向けて動いていくということをさせていただいていますけれども、そういうことができないのかということなのです。先ほど、休日だと休日手当の件もありましたけれども、必ずしもほかの自治体ではすべて休日手当を出して行っているということではないと思いますが、その辺というのは、何か調べたりされているのでしょうか。

○（生活環境）辻主幹

私が調べたわけではなくて、教えてもらった知識からいきますと、例えば、千葉県習志野市は、市職員にまず任命します。そうすると、あそこは大体16万人都市なのでですけども、その習志野市を16のブロックに分けて、そしてそこにもう強制的に、活動支援という言葉ではないのですけれども、配置するのです。そして、その16の町会でそれを業務として仕事をさせて、その地域の方と交流をさせて課題などを上げる、そして年に1回は予算要求までさせるという、そういうかなり先進的なことを行っている市町村もあるというのは理解しています。それは、すべて職務で行っているものですから、時間外手当とか、そういうものも措置してやっているとは聞いております。それを小樽でどこまで拾っていけるかということについては、これから勉強していきたいと思います。

○秋元委員

必ずしも手当が発生しないという自治体もありますから、できれば本当は各町会に1人ないし2人とか、いろいろな情報を集められるような形になれば一番いいのかもしれませんが、やはり越えなければならないようなハードルもあると思いますから、そこはぜひお願いしたいというふうに思うのですけれども。例えば、今、話題になっている津波ハザードマップですとか、さまざまなことで町会や地域の声を伺わなければならないというような状況が多々ある中で、実際、そのいろいろな事業として、例えば津波ハザードマップをつくる際も、各町会に職員が向かいあって説明などをされていますけれども、ふだんからこういう方がいれば、地域にどういう声があるのかということもすぐわかるでしょうし、例えば私が以前から言っております買物弱者の支援についても、どういう要求なり要望なりが地域であるのかということが時間をかけずに把握しやすいのかなというふうに思えば、ぜひこういう制度も、いきなり全部の町会にやれとか、習志野市みたいにやれということではなくて、市長が市民力を活用するといいますか、そういうお話をされているわけですから、以前から言っているとおり、現在ある支援員制度を一步前進させるようなことも考えられないのかなということなのですが、その辺はいかがでしょうか。これは以前にも質問しているのですけれども、ぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○生活環境部長

先ほど主幹からも話は出ていたのですけれども、係長以下の職員の配置というのは、制度が始まって以来の課題になっている部分でございます。

基本的に私どもも、今、46町会ですか、配置を希望している町会にはすべて、町外に住んでいる者を含めて配置はしてございます。まだまだ足りない部分、宣伝が足りない部分もあるかと思っておりますので、その辺はまた今後も何かいい周知の方法はないかは検討していきたいと思っております。

ただ一方では、2年ほど前に一度アンケートをとったのですけれども、町会側も地元に住んでいない方を遠慮するという、そういった声も実はございました。そういった中で、委員がいろいろおっしゃられた件につきましては、私どもも十分認識しておりますので、今後もいろいろいい方法はないか、妙案がないか、検討していきたいと思っております。

○秋元委員

それで、今御答弁いただきましたが、例えば必要としていないという町会があるということでしたけれども、一方で私は必要としている町会も伺っておりますし、ただ、その応募していないという状況が、ただ単にその募集時期がわかっていないのか、そういう話が伝わっていないのかわからないのですけれども、ありますので、今、派遣、配置されている職員の方の数をもってすべて要求に、要望といいますか、こたえられているというふうにはならないと思います。やはりもうちょっと丁寧に支援員というのはどういうものかというのを各町会にぜひ説明していただきたいのと、あとは政策的に、ぜひ市民の中に職員が入っていったってお話を伺うという姿勢を、要らないと言われても何かがあるたびに、例えばお祭りとか総会以外でもお話を聞ける場があると思いますので、何かないですかというのを定期的に伺うということもできると思いますので、よろしく願いいたします。

◎観光都市として住みよいまちづくりについて

最後になりますけれども、今回の代表質問でずっと一連で質問させていただいた中に、環境の問題がありました。すべて市民とどういうふうに向き合っていくかということで質問させていただいたのですが、実は、観光都市でありながら小樽市は非常にゴミが多いという苦情をたくさんいただいておりますし、私たちも党として清掃活動をさせていただいておりますし、また各町会でも、いろいろなところでゴミの清掃活動をされている方もいらっしゃいます。また、市民の方もたくさんいらっしゃいますので、私は、一つとしてアダプトプログラムというような制度もありますよと紹介させていただきましたが、これもそうなのですから、そういうふうによれということではなくて、いかに市民の方に喜んでいただいて、市の行う行政の仕事といいますか、中身を知ってもらって、自分たちのまちをよくしていくのかということに参加してほしいということなのです。中心地に行けば非常にゴミが多くて、私も行って自分でやろうかと思ったのですが、やはりもっと商店街の方ですとか住んでいる地域の方々に、手助けしていただけるような方法はないかというのを考えていかなければならないことだと思います。

安斎議員のグループがずっと運河周辺でゴミ拾いをやっておりますけれども、あれも最初、やはり地方から来られての方が中心になってやったということで、ありがたい話ですけれども、それは市民が自分の周りのごみを処理、処分していくという意識に立たないと、いつまでも人任せなまちになってしまうのかなということで、今回、環境基本条例に基づいて質問させていただきましたが、いろいろな場で、市長が出向いていく場で、その環境基本条例の理念なども話していただいて、みんなで一緒に小樽市を住みやすいまちにしていこうという働きかけをぜひしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎新共同調理場について

それでは、新共同調理場に関連して質問いたします。

現在使用している米飯用の強化磁器製の食器につきましては、破損したら補充しないで、なくなり次第PEN食器に切り替えていくということで、この間いろいろな議論がありましたけれども、そういった経過は理解をしているところであります。

ただ、新共同調理場になっても引き続き、この食器は使用するのだと、こういうことで説明もありましたから、そういう理解をしていたのですけれども、現在、食器の手洗い作業を受注している企業だとか従業員の間で、早い段階でこういった手洗いの洗浄というのは打ち切られるのではないかという不安が広がっているという声がありました。

そこで、この見通しについてお聞きしたいと思うのですが。

○（教育）学校給食課長

現在、米飯用食器は強化磁器製の食器を使用してございます。新共同調理場が稼働後、順次 P E N 食器に更新していく予定でございますが、磁器食器の破損状況などを見ながら、何年かけて更新していくかを、今、内部で検討中でございます。

また、これらの洗浄作業につきましては、今、米飯炊飯業者に洗浄作業を委託しているところではございます。

新共同調理場では、基本、外部に委託できるものは委託するという事で計画してございますので、これら米飯用食器の洗浄だとか、消毒、保管、設備につきましては、新共同調理場では想定してございませんので、こちらが P E N 食器にすべて切り替わったとしても、洗浄作業につきましては、引き続き外部委託を継続していく計画ではございます。

○林下委員

見通しというのはなかなか難しいのかもしれませんが、強化磁器食器につきましては、これまでも議会の場でいろいろな形で取り上げられてきた経過もありますし、今指摘した雇用問題ばかりでなくて、全面的にいつ切り替わるのかというのは非常に注目されていることでもありますから、安易に扱わないように、ぜひ議会でも丁寧に説明をしていただきたいということだけお願いをしておきますので、よろしくお願いします。

◎若者の自殺対策について

それでは次に、若者の自殺対策について、考え方を述べたいと思うのですが、現在、30歳未満で自殺しているのは全国で約3,800人にも達するというふうに言われています。

その主な原因は、やはり就職難、あるいは就職してもずっと契約社員で将来の展望が持てないと、結婚もあきらめる、車も持てないというようなことになってしまったのが最大の原因ではないかというふうに言われています。こうした社会のシステムというのは、小泉政権時代から、自由競争、あるいは規制緩和、終身雇用制の見直し、非正規労働への改革といったことが言われ、諸外国との競争に打ち勝つのだということが当時言われまして、その結果がこうした状況になっているというふうに思います。

現在、やはり雇用の不安定化ばかりでなくて、税収の低迷であるとか、社会保障のシステム自体が崩壊の危機を迎えているということも、こうした若者の就職難を生む大きな原因であるというふうに言われています。

小樽市も、少子高齢化が非常に進んでいる都市ということで注目されておりますから、こうした分野で、若者の自殺対策として緊急に取り組むべき課題であると思うのですが、現在、小樽市として、こうした取組についての考え方がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

若年層の自殺者に関する委員の御質問でございますけれども、まず保健所といたしましては、自殺対策という前に、いわゆる心のさまざまな健康問題に関する相談につきまして、精神保健福祉法に基づきまして、保健所の相談員のほうで、年間を通じて相談を受けているというところでございます。そういった中で、さまざまな悩み事を聞くような体制をとってございますけれども、主には、いわゆる精神科医療に対する入院、それから治療、そういったものについての医療相談が主となってございます。

○（産業港湾）商業労政課長

委員から若者の就職難ということの中で御質問がありましたけれども、私ども雇用の所管としましては、年末年始に向けた仕事や住居に困窮している方、そしてまた若年者で仕事や生活に悩みのある方を対象に、ワンストップ・サービス・デイという事業を行ってございます。事業実施に当たりましては、ハローワークですとか、社会福祉協議会、また小樽市の担当部署として、市営住宅や生活保護の相談のほか、保健所にも心の健康相談の窓口として参加していただいて、事業を実施しているところです。

また、現在、学校卒業後3年未満の未就職者も新卒扱いとして、雇用対策をいろいろ実施しておりますが、ハロ

一ワークでもジョブサポーターを配置して、この3年未満の既卒者も含めた就労相談を行っているという聞いておりますし、また本市でも、高校生就職スキルアップ支援事業、今年の新規事業ですけれども、その中でも同様に、新規学卒者だけではなくて、卒後3年未満の、大体やはり30歳未満というところになるのでしょうかけれども、未就職者の方も支援対象として事業を行っているところです。

これらの事業といいますのは、直接自殺対策として行っていることではありませんけれども、そういった若年者の就職や生活に対する悩みを聞いてあげると、そういったことも彼らの心の不安を取り除く手助けにつながっていると、そういうふうと考えております。

○林下委員

非常に適切な御答弁だと思うのですが、今、本当に就職難ということが、若者の間で将来に対する希望を失う非常に大きな原因になっているということは同じ認識だと思いますので、ぜひそういった取組を通じて、これからのいろいろな角度から若者をフォローして、小樽でやはり将来に不安を持たないで希望を持てるような、そのような取組もお願いしたいというふうに思います。

◎密漁の実態と対策について

続きまして、寿都ですか、ナマコの密漁と見られる事例で、密漁といっても、新聞を見ましたら、1,000万円を超えるぐらいの被害が出ているということで、犯人は捕まっていませんけれども、かなり大がかりに密漁が行われているのではないかとこのように書かれておりました。

もちろん警察や海上保安庁なども非常に取締りを強化しているというふうに聞きましたけれど、実はこうした事例は、小樽でも、密漁の規模は別としても、後を絶たないという指摘もありまして、担当の部署としては、その実態についてどのように把握をされているのでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

小樽沿岸における密漁の実態でございますが、これまで、平成21年度から23年度まで、緊急雇用創出推進事業という事業で、密漁監視業務を漁業協同組合に委託して行っております。

この事業における密漁監視につきましては、警察や海上保安部に通告する業務を含め、注意をする業務でございます。したがって、この業務を通じて、実際の密漁された実態についての把握はできませんが、かなりの件数、抑止効果といいますか、注意をして、密漁に至らないような形で行っております。

また、海上保安部や警察から伺ったところによりますと、小樽においても、先般報道されたような大量な密漁行為もありまして、漁協が行っている監視の目をかいくぐって、組織立って大がかりな密漁を行っているケースがだんだん多くなってきているというような話でございます。

○林下委員

これまでの密漁パトロールの事業が、かなり抑止効果を上げているという御答弁でしたけれども、先般、小樽の漁業関係者にお話を伺いましたが、昨年度まではこの密漁パトロールには国の助成があって、大変効果を上げていたということは、今御答弁があったとおり、漁業関係者も同じお答えでした。今年度は、それがなくなりまして、漁業者がボランティア活動中心にやっているものですから、どうしてもパトロールに出る時間や人手が不足すると、それが被害の拡大につながっているのではないかと、こういうような考え方で指摘がありました。

それで、市としてもこうした声はいろいろ聞いていると思うのですが、今後、対策として何かお考えはあるのでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

今後の密漁対策事業につきましてはの方針といいますか、考えでございますが、昨年度まで行っておりました緊急雇用の事業につきましては、新規雇用を生まなければならないという枠もございまして、なかなか今後使いづらい制度でございます。

密漁対策の監視員といたしまして、漁業者の信用のおける方々に監視員になっていただかなければ、逆の効果につながる可能性があるということで、やはり信用のおける方に監視をお願いしたいというのが漁業者側の考えと伺っております。

密漁そのものは漁獲物を盗むということで犯罪行為でございますので、まずは警察や海上保安部に取締りの強化を期待するというのが一つでございます。

また、それとあわせて、密漁防止のための対策協議会というのを小樽・後志管内で構成してございます。こういった協議会の中で、監視カメラですとか、啓発用の看板、こういったものを順次設置しているところでございますし、この協議会が主体となって各地区の密漁防止パトロールといった活動も行っています。

市といたしましても、この協議会のほかに、単独に市の漁協とも協力し合ひまして、できる限り、昨年度まで行っておりました雇用創出事業、こういったような制度も活用しながら、道の補助金も活用しながら、できるだけことはやっていきたいというふうに考えております。

○林下委員

国の緊急雇用創出事業については、まだ制度的にも使えるというか、活用できるということでしたので、小樽市としてなかなか今、いろいろな事情が御答弁の中から酌み取れる部分もありますけれども、国のそういう制度も利用できる、事業者も何とかしてほしいということですから、ぜひ密漁のパトロールを再開できるように担当として検討していただきたいということで、それは可能だということに理解してよろしいですか。

○（産業港湾）水産課長

現行の国や北海道の制度におきまして、なかなか密漁防止の監視員を配置するという制度は特段、今のところございません。

しかし、今後も、先ほど言いました密漁防止対策協議会を活用して、密漁防止監視員制度と申しますか、こういった制度をつくっていただいて、監視活動についても努めてまいりたいというふうに考えております。

○林下委員

では、ひとつよろしく申し上げます。

◎トドなど海獣類による水産被害対策について

次に、トドによる水産被害の対策ということで御意見がありまして、小樽市の沿岸漁業というのは、最近、ニシンの放流事業が大きな成果を上げていまして、順調に漁獲高も回復していると。

数年前まで、いそ焼けということで藻が少なくなって、沿岸漁業のいろいろな魚介類が非常にとれなくなったというようなことも言われておりました。この藻場の整備事業も、いろいろ取組をした成果が少しずつ上がってきて、今年はウニの身入りも非常によく、非常に価値を認められて、市場価格も高く推移しているということでもあります。

ところが、トドが沿岸に押し寄せてきて回遊しているために、どうもニシンが海岸に近づかないという現象が起きているということで、漁獲量への影響が心配されるということでもあります。トドをはじめとして、いわゆる海の動物、海獣類は、近年、急速に数を増やしているというような指摘もありますし、そういった報道もされておりますが、このままでいけば、エゾシカのように爆発的に数を増やしていくのではないかとということが漁業者の間では危惧されているということなわけですけれども、そういった被害の実態などを含めて、実際に海の動物がそれほど増えているのかという判断はどのようにされておりますでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

トドなどの海獣類の頭数の増減傾向でございますけれども、水産庁での調査になりますが、1970年代には減少しておりまして、1989年の調査では、約11万6,000頭が生息しているというふうに言われております。それ以降、増加傾向にございまして、平成16年に観測した個体数、これはあくまでもロシアのサハリン、オホーツク海北部、それから千島列島、こういったところに繁殖域を持つものでございますが、おおむね1万4,650頭というふうに調査の結

果が出てございます。

北海道に出現するトドの個体数につきましても、年々増えてございまして、平成19年の調査によりますと、約6,800頭が北海道周辺に来ている、出現しているというふうに推定されております。

○林下委員

北海道の沿岸に約6,800頭も押し寄せてくるのですから、漁業者のお話ですけれども、網を入れても、もう本当に再起、再生できないぐらい、ずたずたにやぶられるそうです。そういうことですから、1回に1頭のトドが食べる量というのは、本当に一網にかかった漁獲量に匹敵するぐらい食べられるというようなことも言われておりましたから、相当被害が大きいのだろうというふうにお聞きをいたしました。

一方では、こういった海の動物の関係につきましても、国際的な保護動物ということもありまして、どうも我が国の動物に対する被害防止の関連法案、法律との乖離があるようでありますから、なかなか駆除も難しい面があると。

ただ、現在、この小樽の沿岸で駆除が認められている頭数というのは、私が聞いたところでは、6頭しか認められていないというふうに聞いています。これが後志とか、あるいは北海道全体でどういった数になるのかわからないのですけれども、その被害と駆除の関係、そしてこの駆除が適正かどうかという判断、その辺についてどのように判断をされておられるのでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

トドの駆除頭数についてでございますけれども、平成23年度当初は、後志管内で8頭の枠が定められてございました。これが24年3月には、8頭から15頭に拡大されております。

また、去る24年5月には、管内の枠がなくなりまして、北海道の全体の枠が257頭、この中で北海道の駆除頭数というのが決まっているというふうになってございます。

今年に入りましてから、最初8頭、さらには15頭という枠の中で、小樽市漁協で駆除した頭数については6頭になってございます。

駆除する頭数につきましては、今紹介しましたように、まず北海道の枠が定められて、そして従前は後志管内ですとか、石狩管内という形で、それぞれの管内ごとに枠、頭数が決められているという状況でしたが、今年5月からその管内の枠というのが外されまして、北海道全体の枠が決められるのみになっております。この北海道の枠も、その枠を超えそうになった場合には、今の制度では、水産庁と協議してまた変更する可能性もあるという状況になっております。

この駆除頭数が適正かどうかというようなお話でございますが、この駆除頭数につきましては、先ほど紹介いたしました、北海道に來遊するトドの個体数の推計値でございますが、約六千七、八百頭というのが今押さえている数字ですが、ここから人為的に間引きできる頭数、いわゆる死亡させる頭数というのを、生物学的な推計の方法を用いて国で推計してございます。それが、北海道の枠として257頭という形で数字になって表れているという次第でございます。

国から示される頭数、これは国から北海道の漁業調整委員会を通じて枠が示されるのですが、現在のところは、こういった推計方法で示された枠については適正と言わざるを得ないのではないかというふうに考えております。

○林下委員

国の枠があって、道の枠があってということで、こういう判断というのは非常に難しいことだと思うのですけれども、ただ小樽の漁業者の立場からすれば、あまりにも乖離しているのではないかと、もっと対策をしっかりと進めてもらわないと被害がなかなか防げないというようなお考えがあるようでありますから、ぜひその辺の漁業者の声も参考に、道や国との協議の場ではしっかりとその辺の窮状といいますか、現状を訴えていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○中村委員

それでは、教育委員会に聞きます。

◎卒業式のあり方について

今年の春の卒業式に、私も出席させていただいたのですが、その卒業式の中で、今まであまり感じたことはなかったのですが、一、二点感じたというか、ちょっとこう腑に落ちない、ひっかかったところがあったものですから、それに関連して確認というか、聞きたいと思うのですが、まず教育委員会として、まずざっくり卒業式のあり方というか、本来、卒業式というのはこういうものだという考え方をお示しいただきたいと思います。

○（教育）指導室石山主幹

教育委員会としての卒業式のあり方についてでございます。これは何度か話をさせていただいていると思いますが、まず学習指導要領に儀式的行事というものの定めがございますので、その中でも、清新な雰囲気の中で、それから厳肅な雰囲気の中でというふうな文言がございますので、そういうようなものを大事にしながら進めていくということが必要と思います。

それからもう一つは、やはり国旗・国歌の実施というものも必要不可欠なものではないかというふうに思います。

○中村委員

国旗・国歌は、長い間、議会でもやってきましたけれども、今日はそのことではなくて、その卒業式の中でとり行われている「式歌」がありますね。これは、卒業生が歌う歌、あるいは在校生が歌う場合もありますよね。この式歌について、ちょっと思うところがあったものですから、これについて伺います。

教育委員会としては、卒業式の中で、この式歌の位置づけというのは、どのように考えていらっしゃいますか。

○（教育）指導室石山主幹

卒業式におけます式歌の位置づけについてのお尋ねでございますが、学習指導要領等には式歌の位置づけというのは、特に定めはございません。

ただ、実際、どのような形で式歌が歌われているのかということにつきましては、大体卒業式の最後の場面、卒業証書授与も終わり、そういった場面で卒業生、それからそれを送り出す在校生からの歌の交換というのでしょうか、そういうことが行われるというのが一般的な形であるというふうに認識しております。

○中村委員

それで、教育委員会として、国旗・国歌はもちろんなのですが、今後、卒業式の中で教育委員会が関知しない部分というのはどういう部分なのか。やはり全体として教育委員会では見ていくのですか。どうでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

式歌の選定についての御質問だと思うのですが、そのことにつきましては、基本的には各学校で、式にふさわしいものについて選定をしているのが現状でございます。そのことにつきましては、申しわけございませんけれども、教育委員会として、どこの学校がどのような式歌を歌っているかについては、現在のところ把握はしておりません。

○中村委員

把握をしていない。全国的な傾向として、インターネットなどで調べると、全国の学校でどういう式歌が選ばれて歌われているかというのは大体出てきますよね。

私は、この地元小樽の学校でどういう式歌が歌われてきたのかということも、過去にさかのぼって幾つか調べてみたのですが、これはもう皆さんがよく知られている歌だと思うのですが、例えば「BELIEVE」

という歌があります。それから、「さくら」「学校坂道」「さよなら友よ」と、いろいろあるわけです。その中の一つに「YELL」という歌があります。これも全国的には結構歌われている歌なのかなというふうに思うのですが、今回、卒業式に出席させてもらって、そのYELLという歌を聞いてちょっとひっかかったところがあったものですから、これについて教育委員会の考え方というのか、その辺をお示しいただければと思うのですが。

今まで式歌を聞いて、いいなど、子供たちの気持ちを表しているし、例えばPTAだとか、保護者だとか、私たちのような立場で出席させてもらっても、あまり「うん？」というようなところはなかったのです。ところが、このYELLの中で、これは主観の問題もあるのかわかりません。その上で聞いてほしいのですけれども、歌詞を見ますと何か非常に暗いというか、厭世的というか、私たちというのは、子供たちが卒業するに当たって、もう夢と希望を持って元気に明るく卒業して、前進してほしいということを思うわけですよね。そういう中で、YELLという歌、これがちょっとそういう面からすると、どうなのかなと、卒業式にふさわしいのだろうかという。全国でも結構歌われているみたいですから、主観の問題もあるのかもしれませんが。

例えば、同じ夢を描くのも、「かじかんだ指先で夢を描いた」だとか、それから「翼はあるのに飛べずにいるんだ ひとりになるのが恐くてつらくて」「肩寄せる日々を越えて 僕ら孤独な夢へと歩く」、それから「飛び立つよ 独りで未来(つぎ)の空へ 僕らはなぜ答えを焦って 宛ての無い暗がり到自己(じぶん)を探すのだろう 誰かをただ想う涙も 真っ直ぐな笑顔も ここに在るのに」、この辺はいいですね。それから、「ほんとうの自分を誰かの台詞(ことば)で繕うことに 逃れて 迷って ありのままの弱さと向き合う強さをつかみ 僕ら初めて明日へと駆ける」、それから「たとえ違う空へ」、それからここは「永遠など無いと気づいた時から」とあるのです。「永遠など無いと気づいた時から 笑い合ったあの日も 歌い合ったあの日も」と続いていくのですけれども。それから、「わたしを生きていくよと約束したんだ ひとり ひとつ道を選んだ」とか、それから「飛び立つよ 独りで未来(つぎ)の空へ」。

いい部分もあるので、歌詞としていい部分。ただ、全体としてちょっと感傷的すぎるというか、自虐的というか、暗い感じがしたわけです。決定的というか、「永遠など無い」と。私たちは、立場としては、大いなるものとか、永遠なるもの、どちらかという信じて生きているほうだと私は思っているのですけれども、学校での教育の中で、例えば教科書の中で、そういった大いなるもの永遠なるものも、これまでの教材としては教えてきたのではないかと思うのですよ。今はあるかどうかわかりませんが、「かさこじぞう」なんていうような題材がありましたよね、教科書に。これは今でもあるのですか、教えられているのですか、もうなくなったのですか。その辺をお聞かせください。

○(教育)指導室石山主幹

かさこじぞうの教材についてなのですが、前に使っておりました教育出版の教科書の中にはございましたが、このたび光村図書の教科書に切り替わりまして、残念ながら今はございません。

○中村委員

かさこじぞうの物語なども、これはいいなと思って私の娘にも読んで聞かせたりというようなこともあったのですが、ああいう題材を教科書の中で取り上げていただくというのは、非常に私としてはいいのではないかという、これは主観ですけども持っているわけです。そのかさこじぞうの物語の中で、お地蔵さんが笠をかぶせてもらって、そのお礼に、6体の地蔵がお礼に行くのですよね。本来、石でつくられたお地蔵さんは歩くこともできないわけですが、テキストの中で、科学的な、物理的な、そういう現象を超えたものを教えているわけですよ。その後ろにあるというのは、やはり大いなるもの、永遠なるものを教えているのだろうと思うわけですよ。

確かに私自身も、テレビやラジオを通して聞こえてくるYELLという歌は前に聞いていました。

ただ、学校の場で、それも6年間の集大成で、これから夢と希望を持って巣立って行ってほしいという場面で、ちょっとこう厭世的すぎるのではないのかなという部分が、その「永遠など無いと気づいた時から」というような、

この「永遠など無い」という文言自体もとらえ方あるのかもしれませんが、いろいろと。世の中は無情なるものだということでの永遠なのか、あるいは先ほど言いましたように大いなるもの、永遠なるものは存在しないのだよというような意味での「永遠など無いと気づいた時から」と言っているのか、ちょっとその歌詞は。教育委員会の皆さんの御意見も聞いてみたいのですけども、子供たちがこれを歌って巣立っていくときに、やはり影響は大きいと思うのです。私たちが子供のころに歌った、卒業式で歌った歌というのは、人生通して記憶に残っています。

できれば、これは子供たちに与える影響も大きいと思いますので、全部だめだと言うつもりはないのですよ。ないのだけれども、少なくとも、例えばそういう曲を選ぶ場面で、これは学校の教員に、音楽担当の教員にお任せしているのかなと思うのですけれども、そういう立場にある方はもう少し配慮していただくことはできないかなと。教育委員会としては関知する部分ではないのかもしれませんが、だけれども、私は今こうして、保護者の意見だとかをいろいろ聞いて、こういう場で話をさせていただいているのは、関知する場面でないかもしれませんが、十分に見ていただいて把握をしていただいて、場合によっては議会で、市民の代表で出ている人間がこんなことも、意見もあったよというぐらいのことをやはりお伝えいただけないかというふうに思うのです。この Y E L L という歌も、私一人で聞いている分には非常にしみりとして、じんと来る歌でいいなというふうには思っていたのですけれども、事卒業式の集大成の場面で、こういう文言が入っていて果たしてどうなのかなというふうな感じがしたものですから、疑問に思ったものですから今聞いたのですけれども、御意見を伺いたいと思います。

○（教育）指導室長

卒業式にかかわって、さまざまな御意見や御感想をお持ちかというふうに思っております、いろいろなことがこれまでもありましたので。

ただ、式歌につきましては、教育課程という一つのものでございますので、判断的には学校が行うと。私ども教育委員会としてこれを歌いなさいとはなかなかいかないという部分がございます。その部分は御理解していただきたいというように思います。

ただ、今、委員からございました、卒業式を行うに当たってふさわしいもの、適切なものということにつきましては、議会で出されたいろいろな御意見等につきましては、校長会議等でも常に紹介しているところでございますので、その中で、一つそういう御意見がありましたということをお伝えながら、より儀式的行事のねらいに基づいた形で、卒業生が気持ちよく、そして夢や希望を持って巣立っていけるように取り組んでまいりたいというふうを考えてございます。

○中村委員

◎小樽－余市間の高速道路について

それでは、小樽－余市間の高速道路の件で質問をします。

この事業の進捗状況は、今どの辺までいっていますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

進捗状況につきましては、平成18年4月から、東日本高速道路株式会社により事業が着手されておりまして、現在まで、測量、各種調査、それから道路設計、設計協議、こういったものを経まして、用地買収、それから工事まで進んでおります。

工事につきましては、23年3月から、塩谷地区におきまして、この区間初の工事となる伍助沢地区附帯工工事が始まっておりまして、これを含めて全部で四つの工事が現在進んでおります。NEXCO東日本に聞きましたところ、30年度の供用開始に向けまして事業が順調に進んでいると、そのように聞いています。

○中村委員

事業は順調に進んでいるということでもいいですね。

私は地元ですから、いろいろ話が入ってくるのですけれども、用地買収の補償の件で、もう壁となるようなこと

があって、特に小樽西インターチェンジの周辺で滞っているというようなことを聞いているのですが、小樽西インターチェンジの周辺のあたりはどのようなのですか、同じように順調に進んでいるとっていいのですか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

小樽西インターチェンジにつきましては、実際には北海道で工事をすることになっておりまして、西インター線、インターチェンジから小樽環状線までつなぐ道路を実際には用地買収、それから工事をすることになっております。

用地補償の関係は若干遅れているようでございますが、本線につきましては、全体の約3分の2、66パーセントほどの用地買収が進んでおりまして、こちらは順調ということでございます。いずれにしましても、平成30年度供用開始に向けまして一生懸命取り組んでいるというところでございます。

○中村委員

小樽西インターチェンジのほうも順調だということにとらえていいですか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

用地買収については、やや遅れているとは聞いております。

○中村委員

それで、今工事しているのは小樽西インターチェンジから、道道小樽環状線に接続する予定でいますよね。当初の予定では、国道5号と接続する塩谷小学校通線に、この計画があって、これはもう既に平成11年の段階で都市計画決定されておりますよね。この動きがまだ全然見えていないのです。

今、この高速道路の全体の動きを見ると、当然、道央圏、札幌間のほうは重要ですから、これは力を入れていかなければならないのは重々承知しておりますけれども、余市、それから後志方面に向けての小樽西インターチェンジ、向こうから来る観光客やいろいろな所用で来る方々が小樽へ入ってくる場合に、今、国道5号が最も太い道路で、車も台数が多いと思いますけれども、これも今、海岸線が非常に危険だということで、忍路防災、塩谷防災の計画があるわけですが、同時にこの高速道路、小樽―余市間の工事をやはり順調に進めて、願わくば、今の計画では道道小樽環状線に接続するというだけですが、そうではなくて、西小樽全体を考えた場合に、やはりどうしても国道5号と接続する塩谷小学校通線も、今から準備をしていかなければいけないのではないかと思うわけです、地元としても。

とりあえずは道道小樽環状線に接続するということですが、これも今、最上へ抜ける道路が頂上付近でつづら折りになっていて、特に冬期間、そして大型のトラックとかバスとかが通行するときに非常に難儀をすると、時間も費やすということもあるのですよ。以前から、これ塩谷方面の地元の要望として、私たちも、場合によっては道に出かけていくこともありますけれども、道には、そのつづら折りのあの道路状況を何とか解消してほしいということで、これは口答でこれまで再三お願いしてきたのですけれども、その点について今動きがあるように情報が入っています。これについて、どこまで把握されているのか、お示しいただきたいのですけれども。

○(建設)都市計画課長

道道小樽環状線の進捗状況につきましては、平成23年5月に北海道の公共事業評価専門委員会で新規事業着手が了承され、24年度から北海道事業が実施されているところでございます。

事業概要といたしましては、最上地区と塩谷地区の間において急勾配、急カーブが連続する箇所の解消を図るべく、トンネルで約1.2キロメートルを計画しているところでございます。今後は、7月以降に地元説明会が開催され、その後、用地測量などが実施されるというふう聞いてございます。

○中村委員

今、お聞きしました塩谷から最上へ抜ける、あるいは最上から塩谷へ抜けるこのトンネルの計画、これはもう決定したと思っていわけですか。もう一度確認です。

○（建設）都市計画課長

平成24年度から北海道で事業着手しているというふう聞いてございます。

○中村委員

これができると非常に状況が変わってくる、小樽にとっても非常にプラスになると思うのです。特に中心街、それから港湾関係にとっては非常に大きな進展だと思うのです。これについて、また今後いろいろお聞きをしますけれども、ぜひ地元最上、それから塩谷方面の地域の方々への説明会をしっかりとやっていただいて、これは本当に長年の地域の要望、希望でしたので、これが実現するとなると状況がまたがらりと変わってくると思いますので、これをしっかりお願いしたい。

それからもう一点は、先ほど言ったように、西小樽全体を考えたとき、あるいは中心街、港湾関係もそうです。観光だとか、いろいろな産業のことを考えても、やはり最終的には国道5号との接続、塩谷小学校通線、これをぜひ早急に動きを強めていただけるようお願いして終わりたいと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時43分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○小貫委員

◎たばこの取組について

最初に、世界禁煙デーについて取り上げますけれども、その前に、私は、基本的に喫煙は個人の自由だと思っています。しかし、健康被害、受動喫煙の被害が大きいというのも事実でして、決して愛煙家の方々に悪意があるわけではないということを御了承の上、質問をしたいと思います。

厚生労働省が行っている国民健康・栄養調査の結果がホームページに掲載していましたが、たばこをやめたいと思う人の割合は37.6パーセントに上るということで、やはりやめたい人にはやめさせてあげたいと思うわけなのです。昨年の第3回定例会で、受動喫煙防止、禁煙対策の推進を求めましたが、その後の進展について説明してください。

○（保健所）健康増進課長

たばこに対する本市の取組でございますが、昨年9月の委員のその御質問以降、さらに本市のたばこ対策について強化を図りまして、まず受動喫煙防止対策につきましては、ガイドラインを作成したところでございます。

また、公共施設等でも、禁煙・分煙を図るために、「おいしい空気の施設」という登録事業を強く推進してございまして、昨年度から今年度にかけて10施設増やしたところでございます。

それから、受動喫煙以外に禁煙対策といたしまして、健康教育の強化、特に事業者の方々と連携して禁煙を図るよう、健康教育の強化に今努めているところでございます。

○小貫委員

そうしたら、述べていただいた受動喫煙防止対策ガイドラインについて、主な内容とその活用方法について説明してください。

○（保健所）健康増進課長

小樽市受動喫煙防止対策ガイドラインでございますが、これは本年 4 月に作成してございます。

主な内容についてでございますけれども、まず、たばこについての害と疾病の関係、それについてまとめてございます。それから、受動喫煙防止対策でございますので、たばこを吸わない方、広く言いますと、おなかにいる赤ちゃんから成人まで含めて、たばこの煙による健康被害を防ぐための暴露についての危険性、それから防止対策、そういったものを具体的にまとめてございます。それと、3 点目といたしまして、市民、事業者、それから本市の連携について、たばこ対策の連携についてまとめてございます。以上が主な内容でございます。

活用方法につきましては、ホームページにこのガイドラインをアップしてございますので、広く市民の方々に周知するとともに町会、それから保健所に直接御相談に来る方、それから事業所等の方々にに対して、こういったようなガイドラインを使いまして健康教育を進めているところでございますが、具体的に申し上げますと、今年 5 月中旬に、ガイドラインにつきましては、そういった事業者等を含めまして 611 施設に、こういったようなガイドラインを配布して啓発しているところでございます。

○小貫委員

それで、世界禁煙デーなのですけれども、5 月 31 日が禁煙デー、31 日から 6 日までが禁煙週間でしたけれども、この禁煙デーがつけられた目的とその主な取組についてお示してください。

○（保健所）健康増進課長

お尋ねの世界禁煙デーでございますけれども、禁煙デーにつきましては 5 月 31 日と、禁煙週間につきましては 5 月 31 日から 6 月 6 日ということでございまして、そもそもは WHO、世界保健機関が定める世界禁煙デーでございます。この禁煙デーは、たばこを吸わない習慣を社会に広げることを目的として、1988 年に設けられたということになってございます。

我が国におきましても、世界禁煙デーということにつきまして、厚生労働省が平成 4 年からその禁煙デー、それからその 1 週間を禁煙週間として各種の施策を講じてございます。具体的な国の施策でございますけれども、大きく二つに分けまして、たばこ健康に関する正しい知識の普及、それから二つ目は、公共の場や職場における受動喫煙防止対策と、この 2 点を大きな柱として、この世界禁煙デーで取り組んでいるということになってございます。

○小貫委員

そうしたら、その世界禁煙デー又は禁煙週間に小樽市としての取組はどんなことをやってきたのか、お願いします。

○（保健所）健康増進課長

本市におきましては、禁煙デーそのもの、それから禁煙週間そのもの、その期間にタイムリーといえますか、フォーカスしてやった事業はございませんけれども、先ほど話しましたとおり、5 月中旬には、まず受動喫煙防止対策ガイドラインの配布、それから、あわせましてその世界禁煙デー、たばこ対策に対するポスターをあわせて送付してございます。

それから、ちょっと時期はずれるのですけれども、広報おたる 7 月号には、その受動喫煙防止を中心としたたばこ対策の特集を組む予定になってございます。そういった形の中で、禁煙対策に取り組んでいるところでございます。

○小貫委員

このことについて、あまりポスターも見なかったですし、ちょっと遅れているかと思ったのですけれども、ホームページを検索してみましたら、昨年禁煙デーの記事が出てきて、更新がされていないということがわかりましたので、来年以降の取組として、もっと積極的にこの禁煙デー、禁煙週間を位置づける必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

今、委員の御指摘がございましたホームページの更新については、早急に改善したいと思います。

来年以降の取組といたしまして、たばこについては、国でも非常に力を入れてございまして、まず一つは、本年見直されました「がん対策推進基本計画」の中で、喫煙率を12パーセントまで下げるですとか、それから家庭でたばこを吸う方々といいますか、受動喫煙の率を、暴露する機会を減らすですとか、それからもう一方、がん対策推進基本計画のほか国では、平成25年度から第4次国民健康づくり運動といたしまして、第2次健康日本21を策定しているところでございます。

そういった中で、本市も、現在、25年度からの小樽市の健康増進計画を策定しているところでございますので、そういった国の動向を見ながら、現在、本市で策定している増進計画の中で、たばこについて強く取り組むというような方針を策定委員の方々と検討してまいるところでございますし、また具体的な取組につきましても、本市の健康増進計画の策定会議の中で決めていきたいと考えてございます。

◎就学援助について

次に、就学援助についてお伺いいたします。

まず、小樽市の就学援助の支給項目についてお示ください。

○（教育）学校教育課長

市の就学援助の支給品目でございますけれども、就学援助は要保護と準要保護がございまして、要保護につきましては、修学旅行費と、それから医療費、いわゆる学校病等の治療に要した費用について支給しております。準要保護につきましては、学用品費、それから校外活動費、入学準備金、修学旅行費、通学費、体育用具費、学校給食費、それから医療費、先ほどの要保護と同じですけれども、同じ品目で支給してございます。

○小貫委員

平成22年度より、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を支給することが国のほうで追加されたと思います。ところが、小樽市は支給していません。支給しなかった理由について説明してください。

○（教育）学校教育課長

就学援助の準要保護につきましては、市の事業という形でやっておりますけれども、この就学援助を認定するに当たりましては生活保護の基準、収入基準を見ておりまして、その1.3倍ということで、準要保護については認定をしております。そういった中、1.3倍という枠を設けて、広くそういう就学の援助をしてきているわけですけれども、そういった中、平成21年度で言いますと決算額で1億7,864万1,000円、それから22年度では1億8,294万7,000円と、年々就学援助の費用についても増加しているという中で、新たに追加されたその品目については、現在まで支給していなかったということになっております。

○小貫委員

要は、お金がないからやっていませんということだと思うのですが、この3経費が支給されるとなると、幾らぐらいの年間予算が必要になるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

平成24年5月1日の当初認定の人数で試算をしたところ、クラブ活動費につきましては、小学校、中学校合わせて2,092万3,870円です。これは、小学校ではクラブ活動が4年生から6年生まで実施しておりまして、中学校は部活動ということで、準要保護の認定している、該当する人数で試算して、国の示している予算単価を掛けたものです。それから、生徒会費とPTA会費につきましては、実際、世帯で徴収していますので、それで試算をしたところ、生徒会費については約79万円、それからPTA会費も360万円弱という形になってございます。

○小貫委員

合計すると幾らになりますか。

○（教育）学校教育課長

合計しますと2,526万円ぐらいという形でございます。

○小貫委員

それで、平成21年度から22年度の間で、要は、国はこの三つを支給しなさいということなのだけれども、交付税措置としては幾らになるのですか。

○（財政）財政課長

今、この三つの分の交付税措置という御質問だったのですけれども、国の積算の部分では、この三つという形で幾らというような示し方はされていないところでございます。

ただ、平成21年度から22年度にかけて交付税の単価が充実を図られているというのは事実でございます。21年度から22年度で、あくまでも交付税が需要額の中に算入されたというベースで答弁させていただきますけれども、1,982万1,000円という数字が本市における交付税算入の額で、この部分で増えている部分でございます。

○小貫委員

準要保護のほうはこうだというのですけれども、生活保護の場合、生徒会費やPTA会費というのは支給されているのかどうか。

○（教育）学校教育課長

福祉部生活支援課に確認したところ、生徒会費とPTA会費は支給されているということで確認しております。

○小貫委員

平成21年第2回定例会で、日本共産党の菊地葉子市議会議員の代表質問に対して、就学援助の国庫補助及び交付税額と決算額の比率について、当時の教育長から御答弁をもらっていますけれども、その内容を説明してください。

○（教育）学校教育課長

決算額、国庫補助及び交付税措置額の合算額と決算額との比率でございますけれども、平成15年度の決算額が1億7,975万6,000円、合算額として5,504万1,000円、比率にして30.6パーセント、17年度の決算額が1億7,673万1,000円、合算額が3,094万9,000円、比率が17.5パーセント、19年度が決算額は1億7,649万1,000円、合算額が3,020万1,000円、比率にして17.1パーセントということで、それぞれ答弁してございます。

○小貫委員

そこで、平成17年4月1日付けで、文部科学省から各都道府県知事、各都道府県教育委員会に対して通知が出ています。その第6留意事項の3に準要保護についての連絡がありますので、その部分を紹介してください。

○（教育）学校教育課長

平成17年度の通知でございますけれども、読み上げます。

「法律改正により整理及び合理化を図る補助金を含め、次に掲げる補助金については、政府与党合意に基づき廃止されることとなるが、これらの事業のうち」ということで、「経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者への援助については、学校教育法第25条及び第40条並びに学校保健法第17条」、ほかにもございますが、この規定により事業を実施していますけれども、これについては「地方公共団体において適切に実施されなければならないこととされている。また、これらの事業に係る財源については、所得譲与税として税源移譲されるとともに、所要の事業費が地方財政計画に計上され、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されることとされた。したがって、今後ともこれらの事業が確実に実施されるよう、法令の趣旨及びこれらの事業の趣旨等を踏まえ、予算の確保及びその適切な執行がなされるよう御留意いただきたい」と書かれてございます。

○小貫委員

先ほど代表質問の御答弁を紹介していただきましたけれども、その数字にこの所得譲与税の分は含まれていたのかどうか。

○（財政）財政課長

この数字は含まれておりません。

ただ、税源移譲をする際の考え方といたしまして、交付税に算入する需要額を積算する際は先ほどの数字で積算いたしまして、その後、所得譲与税と、税源移譲で来る部分の歳入を差し引いて交付税を算定するという形になっておりますので、所得譲与税は入っておりませんが、その分がダブルで加算になるというようなスキームにはなっておりません。

○小貫委員

そこで財政課に聞きますけれども、そうしたら国の方針としては、今、先ほど学校教育課長が述べられたように、財源としては、交付税は減るかもしれないけれども、しっかり手当しますよと、そういう国の方針だということによろしいのでしょうか。

○（財政）財政課長

あくまでも算出した需要額が、例えば所得譲与税が1円も入らなかったといたしますと、その算出した額丸々が対象になってくるわけなのですけれども、所得譲与税が入るとその分を引きますので、そういう意味では交付税という形で入ってくるか、所得譲与税という形で入ってくるかという違いでございまして、総額の部分につきましては、あくまでもちょっとマクロの形になりますけれども、差はないという形になります。

○小貫委員

ここがちょっと重要なところなのですけれども、要は、でも所得譲与税にはしっかりこの精神が入っていると。ということは、交付税と一緒に全部としては変わりませんよということなのかもしれませんけれども、しかし所得譲与税にはこれを組んでいますよということで間違いはないですね。

○（財政）財政課長

国の全体の税源移譲という中で、この就学援助の部分の補助金の部分の廃止に伴って税源移譲された数字の積算という部分の中で対象となっている、国で言う、補助金のほうを減らします、その見合いの分を税源移譲するのだと、そういう全体の中での数字の、片方が減って片方が増えるという部分では、この要素も含まれているということでございます。

○小貫委員

ところが平成19年度に所得譲与税は廃止になります。個人市民税にまた税源移譲されたわけですけれども、平成18年度の所得譲与税の決算額と、平成19年度の個人市民税の前年度からの増加額についてお示してください。

○（財政）税務長

平成18年度の所得譲与税の決算額、収入率の関係もあるので、調定額ベースで話したほうがより正確だと思いますので、そちらの数字で答弁申し上げます。

18年度は約10億100万円ということで、個人市民税の19年度と18年度の増分ですが、そちらが約10億7,300万円ということですので、7,000万円ほどですけれども、個人市民税が若干増えているという形にはなっております。

○小貫委員

そういうことで、私は、財政的な根拠としては、低いにしても、平成15年度と国から出ている額は変わらないのではないかという趣旨なのです。

それで、就学援助が実施される法的根拠についてまず聞きますけれども、学校教育法第19条には何としているか、説明してください。

○（教育）学校教育課長

学校教育法第19条ですが、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定してございます。

○小貫委員

今言っていたいただいた学校教育法第19条を基に、北海道教育委員会から5月29日付けで各教育長に、「就学援助事業の実施について」という連絡があったと思うのですけれども、その内容を説明してください。

○（教育）学校教育課長

5月29日付けの文書でございますけれども、「就学援助事業の実施について」ということで、事業の実施に当たっての留意点としては、「要保護については補助金の対象になります」ですとか、「要保護の認定に遺漏のないよう実施する」ですとか、「制度の周知徹底を図っていただきたい」というほかに、「就学援助事業経費の確保について」ということで、「就学援助事業については、実施者である市町村に対して、次のとおり、国において財源措置が行われています。要保護については、要保護児童生徒援助費補助金の活用により修学旅行費、医療費等が補助されております。また、市町村が実施する準要保護児童生徒への就学援助に係る経費については、平成17年度から地方交付税措置されているところであり、平成24年度においても約480億円が措置されておりますことから、予算の確保など適切に実施されるようお願いいたします」。もう一つは、「平成22年度から補助金の補助対象品目にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加され、これらの項目についても、準要保護に係る地方交付税措置がされているところだ」という内容のものでございます。

○小貫委員

要は、平成15年から三位一体改革によって地方はいろいろ打撃を受けてきたわけですが、平成15年で3割の国からのお金だったということですが、色はついていないけれども、その後、所得譲与税と交付税措置ということで、国としては財源措置をしますよということが言われてきて、それが今度は個人市民税との税源移譲が行われたと、そして22年度には交付税がさらに上がったというところで、私は財政的にもやはりこれは拡大しなければいけない根拠だと思います。そういう点で、今年度途中からでも、このクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を支給すべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育課長

繰り返しの答弁になるかもしれませんが、就学援助、特に準要保護の認定につきましては、生活保護の収入基準の1.3倍ということで、広くその事業を行っているところでございます。そういった中で、先ほども申しましたが、これ以上の支出については現時点では困難というふうに考えてございます。

○小貫委員

困難というのですけれども、それでは、まず教育基本法第4条を読み上げてください。

○教育部長

教育基本法第4条でございますけれども、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」、2項として「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」、第3項として「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」とあります。

○小貫委員

それで、それにかかわって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の2を述べてください。

○教育部長

引き続き私のほうから、基本理念、第1条の2でございますが、「地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」と定められております。

○小貫委員

今述べられたように、教育委員会、教育行政というのは教育基本法にのっとりと、教育基本法には修学困難な者に対しては措置を講じなければいけないと、国と地方公共団体はということですから。

国は、財政的には、こういうことで措置をしましてと言っている。そうしたら今度、地方公共団体の教育行政は、やはり教育上差別されないためにも、こういった就学援助の拡充は必要だと思います。その点に対して、教育長の御答弁を求めます。

○教育長

ただいまるる申し上げましたとおり、教育基本法又は地教行法上、教育の機会均等又は経済的理由などによって差別されない、そういう精神については私もそのように認識しております。

ただ、そうは言いながら、地方財政の中で、現実にはその予算というものが伴うものですから、そういう意味で言えば、今後、他府県又は他都市の状況、それから教育委員会とすれば予算、いわゆる選択と集中ということで、さまざまな教育課題がたくさんある中でどれを選択するか、そういうような観点で、今後、この問題についても重要な課題というふうに見受け止め、検討してまいりたいと考えております。

○小貫委員

安齋議員の教育支援に使うべきだと考えるかという代表質問に対して、市長が御答弁している内容なのですが、どなたか持っていたら答えてください。

○総務部長

申しわけございません、答弁を持ち合わせておりませんので。

○小貫委員

私もメモに近いのですが、要は、人口対策の観点からも、安心して生み育てることができる環境づくり、健やかな教育環境づくりが大切だと考えているというふうに市長は御答弁しているのです。この点からしてみても、今年度中というのは、確かにいろいろ予算の関係上あるかもしれないのですが、来年度以降、検討はしたいぐらいの市長としての決意はないでしょうか。

○教育部長

先ほど教育長が答弁申し上げましたけれども、いろいろな教育課題がある中で、予算の編成に当たっては、教育委員会としても課題ということで認識をしてございますので、これにつきましては、先ほど道教委からの通知文書もございましたように、北海道内の他市の状況なども十分把握をしながら、その情報収集に努めて、遅れをとらないようにというふうにご検討をお願いします。

○小貫委員

他市追従だったら、いつまでたっても進んだ政策は望めないと思いますので、そのところはぜひ率先して、先ほど私が言ったように、財源は不十分ながらも多少はおりてきていると思うのです。そこをきちんと教育委員会としても、予算要求してやっていただきたいと思います。

◎自然エネルギーの促進について

次に、自然エネルギーの促進についてというところなのですが、昨年第3回定例会の一般質問でも取り上げましたけれども、自然エネルギー導入について調査研究を進めていくべきと質問したところ、情報収集、調査を行っているという御答弁をもらいました。最初に、北海道が、この問題について行っている補助についてお聞きします。

新エネルギー導入の事業について、それと関連して小樽市がどんな検討を行っているかということですが、北海道で「地域新エネルギー導入加速化事業」というのがあります。この事業の内容と、この事業について小樽市として検討してきたことがあれば説明してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

北海道の地域新エネルギー導入加速化事業についての事業内容と、市としての検討についてでございますけれども、この補助事業につきましては、二つの事業に分かれておりまして、一つは複数の市町村による広域的な新エネルギー導入に係る計画策定事業を対象としたもので、補助率が2分の1、上限が150万円というのが一つでございます。二つ目でございますけれども、市町村の新エネルギー導入にかかわる計画の中で位置づけられているプロジェクト等の具体化に向け、その事業の可能性を調査するための事業を対象としたもので、これは補助率が2分の1、上限が400万円という事業になってございます。これらのソフト事業につきましては、市として新エネルギーの導入の具体的な計画が現在ないため、この事業に応募するなどの検討は現在しておりません。

○小貫委員

もう一つ、さらに地域づくり総合交付金の「省エネルギー・新エネルギー振興事業」というのがありますけれども、同様にこの内容と小樽市として検討してきたことがあれば説明してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

ただいまの地域づくり総合交付金の事業内容と、また市の検討してきた内容についてでございますけれども、この交付金事業につきましては、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らせることのできる地域社会の実現に資することを目的に交付されるものでございます。このうち、新エネルギー関連事業が対象となるものは、地域の特性や優位性を生かした取組の推進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業に要する経費が交付されるものでありまして、ハード事業、ソフト事業、ともに交付率が2分の1以内となっております。市として、新エネルギー関連事業におけるこの交付金の活用については、先ほどと同様、現在、検討してはございません。

○小貫委員

次に、一村一エネ事業、一つの村、一つのエネルギーの事業についてですけれども、前年度からこれは継続の事業ですので、前年、他の市町村が行った事例を紹介してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

ただいまの一村一エネ事業についてでございますけれども、この事業は、昨年まで一村一炭素おとし事業という名称でありまして、法人や任意団体等と市町村で構成された共同体に対しまして、低炭素化に向けた取組で地域経済の活性化等に資する事業が対象とされてございます。他都市の事例ですけれども、昨年、全道で9事業が採択されておりまして、このうちの二つの事業を報告させていただきます。

一つ目が、愛別町で行われている「木質バイオマス導入普及事業」、こちらにつきましては、温泉事業者と地元森林組合、愛別町との共同事業でございます。内容といたしましては、町内の温泉の既存重油ボイラーを木質バイオマスボイラーに転換する事業ということで、概算の事業費が約3,100万円、交付金がそのうちの2,700万円ほどとなっております。

二つ目の事業ですが、これは稚内市における「バイオガス燃料で走るごみ収集車両導入事業」というのがございます。こちらにつきましては、稚内市と民間企業の共同事業でございます。内容といたしましては、生ごみ、下水道汚泥等から発生したバイオガスをごみ収集車の燃料とするというような事業でございまして、概算の事業費でございまして、約3,700万円、このうち交付金が約200万円というふうになってございます。

○小貫委員

それで、この質問の趣旨は、やはり新しい自然エネルギーの導入で新しい産業、雇用が生まれれば、小樽の活性化にもつながるのではないかと、何か参考になるものはないのかということで、今、質問を考えました。

それで、足寄町では「農畜林業連携構想」をつくって地域振興を考えているそうです。この足寄町の新エネルギービジョンの策定について、当時の経過と内容についてお示してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

足寄町の新エネルギービジョンにつきましては、平成13年度に策定しておりますが、同年度に、木質バイオマス資源活用ビジョン、これも策定しております。このように、バイオマスの利活用に積極的に取り組んできているまちでございますけれども、ペレット工場の操業や庁舎の暖房にペレットボイラーシステムを導入して、ペレットの流通や雇用の安定を図ってきたと聞いております。

また、バイオマス利活用を通じて、環境を重視し持続的な発展を実現するため、平成22年度にはバイオマスタウン構想を策定していると聞いてございます。

○小貫委員

ほかに、あと岩見沢市では、雪エネルギーの利用があるというふうに聞いているのですけれども、その内容について押さえておりましたら、お聞かせください。

○（総務）企画政策室山本主幹

岩見沢市の雪エネルギーの利用についてでございますけれども、雪堆積場の雪山の雪解け水を利用しまして、施設の冷房に活用したり、園芸施設のハウスの冷房、こちらに活用していると聞いてございます。

○小貫委員

先日、北海道新聞のかわら版、21日付けで「データセンターの誘致に期待」という記事が載っていたのですけれども、データセンターはとりあえず置いておきまして、美唄市では、雪を生かした冷熱でコンピュータを冷やす実験などを地元企業と続けており、誘致に生かしたい考えだということで載っていましたが、このように、やはり地元企業と自然エネルギーを結びつけて、地域の雇用と産業に生かしていくという視点が必要だと思えます。

そういう視点で、私たちは視察で飯田市へ行ってきました。これは代表質問で川畑議員も引用していましたが、飯田市は日照時間が多いということで、太陽光パネルの設置をゼロ円で設置するという内容でした。詳しくは復命書を見ていただければいいのですけれども、このように自然エネルギーの活用によってやはり雇用を生み出していくと。

それができるのは、市長が金融機関出身だということで、やはりこれらの取組には金融機関の協力がどうしても必要ですし、金融機関、地元企業、そして小樽市、この三者の連携によって進めていける課題だと思っております。そういう面では、本当に市長の手腕を期待しているところなのですけれども、自治体としてエネルギー政策の策定を行うには、やはりいろいろな計画をつくるのが重要ですので、今取り上げた道や国の補助なども積極的に活用して自然エネルギー導入を進めていくことは考えていないかどうか、お答え願います。

○（総務）企画政策室山本主幹

自然エネルギーの推進については必要なことと考えておりますけれども、財政面を考慮すると、市が施設整備を行うことはなかなか難しいのかというふうに考えております。

現在、このように具体的な導入計画がないことから、国や道の補助を活用した調査研究を行うという予定はございませんけれども、今後も、引き続き他都市の事例などを調査してまいりたいと、このように考えてございます。

○小貫委員

ぜひ、事業者から声を上げてくるのを待つのではなくて、市職員で考えられることを考えてからいろいろ提案を図っていくという形で、積極的に動いてほしいということを要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○上野委員

代表質問でも質問させていただきましたが、その御答弁の中で、港湾についてお尋ねいたします。

◎第 3 号ふ頭再開発計画について

第 3 号ふ頭の再開発計画に関しまして、7 月からワークショップを開催するという御答弁をいただいております。私の知る限りでは 7 月 2 日から行われていくような、そういう話を聞いているのですけれども、その概要についてお聞かせください。

○（産業港湾）事業課長

ワークショップの概要についての御質問でございますけれども、まずワークショップの構成員につきまして説明させていただいた後に、今後の予定について説明させていただきます。

まず、ワークショップの構成員につきましては、最終的に 6 月 21 日の段階で決定してございまして、構成メンバーといたしましては、学識者として、小樽商科大学の教員の方 2 名、それから関係団体といたしまして、小樽港湾振興会から 2 名、それから小樽商工会議所から 1 名、小樽青年会議所から 1 名、小樽観光協会から 1 名、小樽観光振興公社から 1 名、このほか市民団体といたしまして、「港と街を繋ぐ会 舩」という市民団体の中から 1 名、それから女性市民団体であります「ネットワーク・らん」から 1 名、小樽商科大学の学生から男女各 1 名、一般公募市民から男女各 1 名ということで、総勢 14 名でこのワークショップを構成していただきたいというふうに思っております。

それで、今後のワークショップの進め方についてでございますけれども、委員がただいまおっしゃられましたとおり、7 月 2 日に第 1 回のワークショップを開催していきたいと思っております。その後、大体月 1 回ぐらいのペースでこのワークショップを進めていきまして、来年 2 月ぐらいに、このワークショップから提言をいただきたいというふうに考えてございます。

なお、ワークショップにつきましては、最初の 1 回目、2 回目につきましては、まず小樽港の現状ですとか、クルーズの需要の動向、それから第 3 号ふ頭に関するこれまでの計画案、このほかクルーズ客船ターミナルですとか、親水緑地、またウォータフロントの開発事例などを事前にこの委員の方々に説明をして、再開発に関する識見を高めていただいて、その後、本格的な協議に入っていきたいというふうに考えてございます。

○上野委員

今お聞きしますと、さまざまな団体、あるいは男女も含めてさまざまな年齢構成もあるのかなど。いろいろなどころからいろいろな話が聞けると思うのですけれども、市民を交えてのワークショップを開催して、ぜひとも未来ある第 3 号ふ頭の再開発につなげていきたいと思うのです。

また、同時に市民アンケートを 7 月から 8 月にかけて実施すると御答弁いただいておりますけれども、この市民アンケートに関して、7 月から 8 月にかけて、どのような形で市民アンケートをとっていくのか、一つお尋ねしたいと思います。

○（産業港湾）事業課長

市民アンケートに対するお尋ねでございますけれども、具体的な内容につきましては、まさに本日、この第 3 号ふ頭再開発にかかわります業務委託の入札が終わりまして、この受注業者とまたいろいろと詰めてから決めていきたいというふうに思っておりますけれども、今、私どもで考えているのは、1,500 人ぐらいの市民を対象としてアンケートをしていきたいというふうに考えてございます。

この中で、まず一つは、大きく将来の小樽港に対するニーズですとか、そういったものをお聞きしたいと思っておりますし、個別の内容では、例えば第 3 号ふ頭に求める機能ですとか、また若竹旧貯木場周辺についてどのように思っているかですとか、そういったこともあわせてこのアンケートの中で聞いていきたいというふうに思っております。

実施時期につきましては、まだはっきりお伝えできませんけれども、7 月中旬ぐらいにアンケートを発送できればいいなというふうに考えてございます。

○上野委員

ワークショップも開催され、そして市民アンケートも1,500人ぐらいということで、多くの方から意見を取り入れられて、来年度以降、その意見が反映されることをぜひ願っている次第でございます。

◎日本海側拠点港の事業財源の見通しについて

また、このような形で計画が進んでいくわけでありませうけれども、計画が進んでも、お金がないと絵にかいたもちになってしまう可能性もあるのですが、今回、3港連名で日本海側拠点港になったということで、国の小樽港に対する見方も変わっていると思うのですけれども、今のところ計画でございますけれども、事業を進めていく上の財源の見通しというか、取組についてお聞かせください。

○（産業港湾）事業課長

財源の見通しといたしましうか、国の支援の見通しということで答弁させていただきたいと思ひます。

日本海側拠点港につきましては、もとより国の選択と集中という施策の下に行われているものでございまして、現時点での具体的な支援内容というのはまだ明確に示されておりませんが、今後、年1回実施されます、国と管理者の中のフォローアップを通じて、その計画の実現性が国に伝わっていけば、当然何らかの支援が得られるものというふうに考えてございます。

私ども小樽港といたしましては、当面、この港湾計画の改訂など、事業の実施に向けた環境整備というものにまず取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、これとあわせてクルーズ客船の寄港実績をどんどん着実に積み上げていくということが重要かというふうに思っております。そして、このクルーズ客船の寄港実績、これらを持って国に小樽港の役割、重要性を訴えながら、このフォローアップの場で国の支援について要請をしていきたいというふうに考えてございます。

○上野委員

ぜひとも前向きな取組をされて、実現に向けて進んでいかれることを願っております。私も、日本海側拠点港を含めまして、港湾に対しては、やはり第3号ふ頭は小樽の港の顔でありますし、これからの小樽の一つの方向性を示すものになると思っておりますので、ぜひとも率先した取組をお願いいたします。

◎移住促進事業について

次に、移住促進事業についてお尋ねしたいと思います。

この移住促進事業の今までの経過と概要についてお聞かせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

まず、これまでの経過でございますけれども、平成17年度から移住促進事業ということで事業に取り組んでございまして、20年度には、市内の民間事業者などで組織いたします「おたる移住・交流推進事業研究会」を設置し、事業を実施してきているところでございます。

事業内容といたしましては、移住相談窓口の設置、それからPR事業としましては、ホームページの開設ですとかパンフレットの作成、それから東京などでのプロモーション活動、こういった活動を実施してございます。そのほか、そのプロモーション活動におけますアンケート調査、それから4日間のおためし移住ツアー、それから「ちょっと暮らし」ということで、1か月以上のロングステイ、こういうものもこれまで取り組んできているところでございます。

それから、事業費につきましては、研究会を設立する前の17年度、18年度、19年度、この3か年合わせまして約50万円と、それから研究会設立後、20年度から23年度まで、これが4年間で約600万円と、それから今年度につきましては、現在実施しておりますけれども、予算としては160万円という金額になってございます。

○上野委員

この移住事業が始まりまして、今までの具体的な移住の成果というものを、わかる範囲で結構でございます、年

度別にわかればお知らせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

移住の相談窓口を平成17年度から設置してございますので、その年度から報告をいたしますと、まず17年度は相談の受付件数として59件、それから移住者数、これは実績でございますが、5世帯11人となっております。この移住者数というのは、あくまでも相談を受け付けして、その中で何名というふうなカウントをしているところでございます。

それから、18年度につきましては相談が47件、うち移住者数が8世帯19人、19年度は相談が25件、移住者数が7世帯20人、20年度は相談が42件、移住者数が8世帯15人、21年度は相談が40件、移住者数は5世帯9人、22年度は相談が56件、移住者数が8世帯15人、それから23年度は相談が49件で、移住者数は1世帯2人というふうな状況になってございます。

○上野委員

今の御答弁を聞きますと、平成17年度から始まりまして、2年間は予算が50万円で、その後、23年度までは約600万円、今年度は160万円ということで、今まで650万円、今年度を入れると約800万円と、結構なお金を費やしているわけですが、その相談から見る移住実績を見たところ、横ばいというか、あまり伸びが見られない状況なのですけれども、今年度、この交流推進事業研究会は一つの節目を迎えて、今後の見通しというか、それを検証していくというような話を伺っておりますが、現状、この研究会でどのような議論がされているのかお聞かせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今、委員から御質問のございました「おたる移住・交流推進事業研究会」、これは先ほども話しましたが、平成20年度に設立されまして、今年度が5年目ということで、委員からもお話がありましたけれども、一つの節目、総括の年というふうな位置づけとしてございます。この中では、これまで行ってきました事業などの検証、それから今後の移住促進事業のやり方、方法ですとか方向性、こういったものを今年度改めてまた検討いたしまして、取りまとめをしていきたいというふうなところでございます。

この移住促進事業は、なかなか一気に何百人というふうな部分は難しい部分もあるのですけれども、例えば定住人口の増加ですとか、交流人口によりますまちなかのにぎわい、それから地域経済の活性化、こういうことに寄与する人口対策の一環であるという考えでございまして、研究会の検討も踏まえながら、また着実に推進していきたいというふうな考えではいるところでございます。

○上野委員

今後とも推進していくような御答弁を聞きましたけれども、今のところ、私が見ると横ばいなのか。年齢層も、移住者の年齢を見ると50代が一番多くて、若年層が非常に少ないというような状況でございまして、確かに移住を考えるのはそうかもしれませんけれども。

その点を踏まえて市長にお尋ねしたいのですけれども、今後、移住を促進していく場合に、例えば年齢層のターゲットを絞っていくような、こういう世代に移住促進をしていくような、そういうようなターゲットを絞っていくような方向性、あるいは、受け入れるわけですから、それなりのメリットというものがないと、たぶんなかなか移住促進につながらないのかなと思ひまして、例えばそういう、税制優遇ができるのかどうなのか私にはわかりませんが、そういうような移住に対する移住者のメリットというものも含めながらの推進をしていかなければ、この横ばい状態が続くのか、今後、全国的にも今、移住というのがあまりクローズアップされていない中で、私もこの事業の経過を見て疑問に思うところなのですけれども、市長のこの移住に対しての今後の方向性というものを聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）企画政策室長

移住の実績で、年代別の話をさせていただきますけれども、42世帯91人が今までの実績総体でございましてけれど

も、当初は、平成20年度のときは、団塊の世代の退職者がこれから出てくるということで、そういう方々を背景にということで、移住の研究会を設立していろいろ活動をしてきました。

ですけれども、実際に小樽に来ていただきますと、今、委員からもございましたけれども、60代、70代の方というのが42世帯のうち11世帯で、そのほかは結構、50代が一番多いのですけれども、50代で16世帯ということもございました。ですから、団塊の世代の退職者というよりも、そういう比較的まだまだ労働する方が来ているという実績でございますので、その辺では移住を今までやってきて一定の効果があったのかというふうに思っております。

これから、そういう方々がどんどん来ていただいて、小樽のまちをさらに活性化していただくということが必要だと思いますので、今、研究会でいろいろ提言をまとめていただきますけれども、来年度以降も、今まで効果があった部分がございますので、その辺をターゲットにまた検討していきたいというふうに思っております。

○上野委員

今、御答弁をいただきましたけれども、確かに移住促進を進めていくということですが、実際問題として、現在、人口が13万人を切りまして、人口流出というのが非常に小樽の課題なのではないかと。その中で、移住することに力を入れるのは当然なのですが、人口を流出させないというところも、たぶん同じようなポイントだと思うのです。人を外に出さないような施策をするのも、外から人を入れるような施策をするのも、やはりまちの魅力というか、何かメリットというものを打ち出さなければ人は出ていくでしょうし、出ていくほうをほうっておいて、入るほうだけを何か頑張ろうというのではなくて、今年度、節目を迎えたということですから、本当に移住促進なのか、それとも人口流出の防止なのか、どこにターゲットを絞っていくのか、そういうところを改めて研究会でも検証されて、ぜひとも来年度以降、人口がより減らないような、そういう取組というものをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○酒井委員

◎小樽市教育研究所の活動と計画について

小樽市教育研究所について、その活動と計画について何点かお伺いしていきたいと思っております。

初めに、この教育研究所と教育委員会とのかかわりですとか、簡単な組織構成などをお示しいただけますでしょうか。

○（教育）指導室長

小樽市教育研究所のかかわりでございますけれども、私が兼務ということで副所長を仰せつかっておりますので、答弁したいと思います。

研究所ですけれども、小樽市教育研究所設置条例というのがございまして、これに基づきまして、本市の教育水準の向上のために教育研究所を設置しております。

それで、所員ですけれども、9名の所員がおります。そのうち6名が兼務ということで、教育委員会職員が派遣されております。あと3名は嘱託ということになります。また、研究員として、小・中学校の教員6名に委嘱しております。研究員として研究をするということで委嘱して、活動しているところでございます。

○酒井委員

この研究所が進めている第9次研究の推進、3か年計画の今年2年目だと思うのですが、この3年計画で1年がたったのですけれども、その成果みたいなものがあればお示しいただきたいのですが。

○（教育）指導室長

現在、第9次研究の推進ということで、3か年の計画の2年次目なのですが、研究主題が、新しい学習指導要領になりまして、そこの根幹であります「思考力・判断力・表現力等をはぐくむ学習指導の研究」というのが研究の主題でございます。また、サブテーマとしましては、「授業における言語活動の充実を通して」ということ

で、こちらも教育行政執行方針の中で教育長が言いました言語力、言葉の力ですね、こちらのほうを国語を中心に進めているということで、そういう面では教育委員会の施策とリンクする部分で進めているところでございます。

また、その成果でございますけれども、この研究所の第 9 次の研究主題の中には、先ほど言いました研究員の研究授業というのもございます。これは、昨年度につきましては、6 回実施しまして、これまでの倍の数を実施して、そこに市内の教員が多く集まって研究協議を進めたところでございます。先ほどの研究主題に基づいた研究ということで進めております。

また、同じように、そのテーマに基づきまして、実は 11 の研究指定校がございます。また、11 の教育団体、そこも私どもが支援している、合計 22 の団体、こちらと同じようなテーマに基づいた、また校内の研究テーマに基づいたものとリンクさせた研究を進めているところで、私どもがやっている研修とはまた別に、600 人ほどの教員がこちらに参加して、公開研究会等に参加しているという状況でもございます。

○酒井委員

その計画の中で、本年 6 月から、授業力向上研修講座の開催ということで、6 月から 1 月まで 9 回行われる予定で、6 月 8 日に第 1 回目が行われたと思うのですが、この参加状況などはどうでしょうか。

○（教育）指導室長

第 1 回目は、「小学校理科における指導計画・学習過程・言語活動について」ということで、こちらは小学校の理科についての授業です。いろいろ報道等もされましたけれども、今手元に参加人数の資料はないのですが、たしか二十二、三人だと思っておりますけれども参加して、理科の授業ですので、小学校理科ですから、実験を通して、具体的な体験を通して子供たちの理解を深めるというものを行ったところでございます。

○酒井委員

7 月 2 日からまたいろいろ開催されると思いますので、こちらのほうも参加者を募って研究していただきたいのと、これは教育委員長からもありました、リンクしてこの団体というか、研究所も一緒に活動しているということで、どちらかというと教員の研修、教える側の研修ということで、これは進めていただきたいのと、これは要望です。答弁は要りません。これから夏休みに入ります。7 月下旬くらいから夏休みに入って、夏休み中に学校で復習ですとか、指導、学校ごとにいろいろな取組を今までされてきたと思います。その中の一環として、今回、商大生の協力を得て「樽っ子学校サポート授業」ということで、今年度から行われると思うのですが、さまざまな問題はあるかと思うのですが、これはこれでぜひ進めていただきたい、きちんとやっていただきたいと思いますので、さまざまな問題をクリアして、ぜひ小樽市の教育向上に向けていただきたいと思います。答弁は要りません。

○濱本委員

◎合同墓について

それでは、合同墓のことについてお伺いしたいと思います。

本年第 1 回定例会の予算特別委員会、3 月 1 日と 6 日の中で、私をはじめ、ほかの議員からも合同墓の設置のことについていろいろな質疑が出ました。いろいろと御答弁をいただいたのですが、その後の経過の状況について報告をいただきたいと思っております。

○（生活環境）戸籍住民課長

初めに、第 1 回定例会において、関係する団体と運用の仕方なども含めまして説明が不足している、また欠けているという御指摘を踏まえまして、戸籍住民課といたしましては、関係する団体、仏教関係の団体、そのほかにはキリスト教関係の 2 団体と協議をさせていただきました。

そのうち、キリスト教関係団体につきましては、合同墓の設置については特に問題はないという御意見をいただき、仏教関係の団体につきましては、市の考え方と仏教関係の団体との考え方が大きく相違するという状況がござ

いまして、いまだ合意点が見当たらないという状況でございます。

また、その合意点の関係ですけれども、合意というよりも相違点ですけれども、市におきましては、合同墓と万霊塔は地方自治法の考え方から区分して整理しておりますという説明をさせていただいています。そういった中、仏教会におきましては、このたびの合同墓を整備するのではなく、万霊塔の中にそのようなお骨をおさめるべきだという御意見をいただきまして、入り口で大きく意見が食い違っている現状でございます。

また、このような状況の中、4回ほどこういった形で協議をさせていただいております。4回の協議の中で、今後、この合同墓に関する意見が一致することは相当難しいものと市としては判断いたしまして、先週の金曜日ですが、合同墓を予定どおり建設することについて、仏教関係の団体の会長に連絡をしたところであります。なお、改めて仏教関係の団体の役員の皆様にも説明してほしいという依頼をいただいておりますので、明日説明に伺うと、そういう状況でございます。

○濱本委員

なかなか相違点、溝は埋まらないというお話でしたけれども、たぶん万霊塔の定義づけが明確になされてこなかった、そのところがやはりなかなかお互いに話が合わなかったそもその原因ではないかというふうに理解しております。

それで、第1回定例会のときにも、万霊塔の設置根拠等々について整理をしたい、それから合同墓のいわゆる使用の制限についても、要綱、施行規則等で考えていきたいという御答弁がありましたけれども、その進みぐあいはいかがですか。

そして、そのときにあわせて第2回定例会、もう始まっていますけれども、その前にお示しをしたいという御答弁もございましたけれども、結果的には、今、私が質問しているように、示されなかった、そのことについてもあわせてお答えください。

○（生活環境）戸籍住民課長

初めに、万霊塔の使用の制限の関係でございますが、私どもは、今、たたき台といたしまして、要綱あるいは要領等を整理させていただいております。先ほど答弁させていただいた中では、関係団体とのまだ完全なる合意に至っていないという点では、具体的に議会にまだお示しできないという判断の中、現在来ているという状況で、関係団体との調整がついた後に早急に議会にお示ししたいというふうに考えております。

それから、順番が逆になりましたが、万霊塔の整理の関係でございますが、第1回定例会の中では、行政担当と整理させていただきたいという答弁をさせていただいております。

まず、万霊塔とは、お骨を引き取る者がいない場合において、墓地及び火葬場条例第20条の規定により市長が処理するものと規定されております。そのお骨を納める施設であるということは、どの自治体においても必要な施設ということで位置づけられており、名称はそれぞれ相違いたします。

そういった中で、この万霊塔につきましては、墓地の施設内に設置している墓地の定着物として一体の管理が相当ということで判断いたしまして、改めて万霊塔を条例、規則に載せるまでもなく市の財産台帳に搭載することで足りるということで、これは契約担当と協議した中ですが、そういった整理をさせていただいております。

○濱本委員

随分踏み込んだ御答弁なのですが、第1回定例会のときに、この墓地及び火葬場条例の中に市の施設である万霊塔の名称がないというのは不自然ではないですかという質問をしました。では、行政側と整理をかけて最終的に判断をしましょうということでした。

私は、市の施設が、万霊塔という名称があるにもかかわらず、条例にも、それからこの条例を踏まえた施行規則にもものっていない、ただ財産台帳に載っているというのは、どうもしっくりこないというか、おかしいのではないのかなど。単なる短期的に存在するもので、例えば10年たつたらなくなるものかというのであれば、例えば償却

資産であれば、それはそういう扱いでもいいのかもしれませんが、少なくともたぶん半永久的に残るようなものが、そうやってこういう条例なり施行規則に残らない。逆に言うと、合同墓が新たに入ってくる。これはちょっと違うのではないかなと思いますが、その点についてはいかがですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

まず、地方自治法の解釈から説明させていただきますと、万霊塔につきましては、市の判断で市が直接お骨をおさめる場所ということで、市の行政サイドが専ら使用する施設といたしますと、それは公用財産という地方自治法の位置づけになります。

一方、合同墓につきましては、市民が使用料を納めて、そしてサービスの提供を受けるということでは公の施設、市民が利用する施設ということで、それは当然条例に組み込まれております。

そういった形で、公の施設、公共用の施設と公用施設と、そういう区分の中で整理させていただいており、公用財産の万霊塔につきましては、条例規則には載りませんが、公有財産台帳の中の工作物、今後、工作物というところの分野の中で整理する予定であります。

○濱本委員

法的な根拠で言えば確かにそうなのかもしれませんが、どうもそこら辺が何かしらしっくりいかない、しっくり納得ができない、何かわざと外しているのではないかなという、そんなふうに感じてしまうのですよね。それは、結局、今までの歴史的な背景があるし、いわゆる宗教的な意味合いも強い施設だということもあるのでしょうけれども、でも何かその辺はいま一つ、もう一回整理をされたほうがいいのではないのかなという気がします。それは要望ですから、答弁は結構ですけれども。

それと、そもそも合同墓の部分は、いわゆる遺骨をこの先どうしようかと悩んでいる人たち、困っている人たちに対するセーフティーネット的な要素だったはずなのです。では、それを今の出ているもので言うと、別にそういうセーフティーネット的なものは何もないわけです。出ているというのは、第 1 回定例会のときの、条例改正案の中にはそういう意味合いはない。だから、当然御答弁の中で、施行規則なり要綱なり、そういうものでうたていきたいということでした。その辺については、具体的にどういうふうになっているのでしょうか。

○生活環境部長

今回、仏教団体といろいろ協議させていただいた私どもの基本的な姿勢としましては、合同墓をつくることについては御理解いただいた上で、その辺の運用面でのいろいろなアドバイスといたしますか、そういったものをいただくかというふうなことで協議したところなのですけれども、そういう協議の中で、つくること自体に対しても、いろいろ宗教関係とかの部分で私どもとうまく意思疎通がとれない部分がございます、話がなかなか前に進むことができなかったという、そういうふうな経過がございます。

ですから、運用面のほうでも、私どもは案としては持っていますけれども、その辺も概要でお示しはしたのですけれども、なかなかその辺の細かい部分の話ができなかったということで、まだ原部の案として今まだとどまっているというふうな状況で、なかなか議会にも示すことができなかったという結果でございます。

○濱本委員

第 1 回定例会のときのほかの委員の皆さんも、私も含めてですけれども、設置することはいいだろうと。やはりそういう不安を持っている人たちがいっぱいいるわけですから、そういう人たちに一つの行政サービスとしてそういうものを設置することはいいだろうと。

ただし、やみくもに、例えばコンビニのように、そこへどんどんというのはやはりいかなものかという、そういう話の一つありました。それから、やはり手続というか、いわゆる関係諸団体に対する事前のいろいろな部分が不足していたのではないかと、そういう指摘をさせていただきながら、その部分は今聞いたように 4 回ほどお話しされたということなので、一つはクリアできたのかと思うのですけれども、やはりできれば市民の皆さん、その関係

団体の皆さんも当然市民ですから、市民の皆さんから建ててよかったねと言われるような施設にならなければ、どこまでいっても何か妙にそのものに対して好意的でない、非好意的であっては、やはりそこに入っている人たちに対しても申しわけないのではないかなという気がしますので、ぜひとも、時間はかかるのでしょうけれども、少なくとも10月1日に運用開始とかと言っているはずですから、やはり早急に合意を得てやってもらいたいというふうに思いますけれども、部長、いかがですか。

○生活環境部長

仏教会との協議は、何とか第2回定例会前にうまく進めた中で、定例会前に要綱等については示したいというふうには思っていたのですが、先ほど来からの経過ということもございました。

とにかく早急に、また細かい部分の要綱等ができましたら、第3回定例会ではなくて、それ以前に関係の皆さんに示したいと思います。

○濱本委員

ぜひよろしくをお願いします。

◎人口対策の戦略について

人口対策というか、人口流出について、先ほど我が会派の上野委員も言っておりましたけれども、移住促進も人口対策の一つの手法だろうと思います。

私が言いたいのは、要は、人口が減少することに対する、やはり小樽市として一つの明確な戦略が必要なのではないかと思うのです。言うなれば、小樽市の総合計画は、戦略の部分と戦術的部分をあわせ持っています。そういう意味では、人口対策、人口の流出、それから人口増に対する、そういう戦略の部分がどうも見えてこない、それからそれを実現するための組織機構もあまりよく見えてこない。企画政策室が担当しているのかもわかりませんが、それすらもあまりよくわからない。

戦術であるメニューも、移住対策もあれば、雇用促進もあるし、企業誘致もあるし、例えば教育環境の充実もあるだろうし、いろいろなメニューがあると思うのです。そういうメニューをパッケージにして、こういう人口対策をしていますというのを明確にやはり発信していかないと、なかなかわかりにくのではないかと思うのです。そういう意味では、機構の部分と、そういう人口対策の戦略の部分について、これから明確にする必要が私はあると思うのですけれども、その点について、企画政策室でも、市長でも、市長は民間出身で、経営戦略、経営戦術、そういう言葉をたぶん使っていたと思うので、その点について御答弁をいただければと思います。

○（総務）企画政策室長

人口対策について、戦略がないのではないかという御指摘ですけれども、人口対策は、我々としては、主に地場産業の振興、働く場の確保が一番で、あとは子供たちを生み育てやすい環境というのが重点施策ということで考えているのですが、総体的に言うと、市のやっている事業全体が一つの人口対策なのかというふうにも思っています。

いろいろな面で、それで総合計画でも、人口減少を、何とか人口の数の部分で目標を立てている、数値目標はございませんけれども、人口減を最小限にしていくというような目標を立てておきまして、その中では各種事業を総合的に推進していくというようなことになってございます。

それで、平成24年度につきましては、今回、経済・雇用対策事業を重点分野として掲げてございますけれども、特に人口対策という形ではなくってございませぬけれども、そういうことを重点的にやることで人口減の部分で最小限にしていくというような形で考えてございますので、戦略といえ、その辺の部分が一番の大きなポイントかなというふうには思っているところでございます。

○濱本委員

戦略と戦術は重層的な構造になっていて、それは総合計画のまちづくりの基本というのは、当然一番の戦略です。

その下の戦術の部分というのは、実は別な見方をすると、もう一つの戦略、その下にまた戦術があるという、そういう重層的な構造になっていると思うのです。ですから、大きなまちづくりの観点の下に、例えば人口減対策、人口流出対策というのが戦術としてあるとすれば、ではその戦術も、ある意味では戦略であるというふうに、その下の戦術があるというふうに、そういう構造になっていると思うので、今日言ってすぐできるということではないでしょうけれども、今後の検討課題として、そういう人口対策の大きな戦略みたいなものをやはりきちんと明示することが必要だと私は思うので、検討していただきたいということでお願いをします。

○総務部長

人口対策ということで御質問なのですが、確かにおっしゃるとおり、組織についても、前回、人口対策を検討するための組織はつくったことはつくっているのです。ただ、それは市の中で行われている経済対策ですとか、雇用対策ですとか、子育て支援策というのを取りまとめて、これが市の人口対策なのだという形にしかならなかったわけです。人口が13万人を切ったということ、今だけがテーマではなくて、前にも答弁を差し上げましたけれども、今後も減っていくわけですから、我々としては、人口減対策というのは、恒久的な政策だろうというふうには思っているところでございます。

ただ、先ほどの上野委員や濱本委員の御質問ではございませんけれども、取り立てて戦略があったかと言われると、そこはやはり自戒の念も込めて言いますけれども、必ずしもそうではなかったというふうな感じがしています。例えば、今回の人口減の一つの要因としてみますと、多くの方々が札幌に出ていっている、それから生産年齢人口の中でも、比較的若い方々が札幌に出ていくということであれば、やはりそこにターゲットを絞って戦術を練っていくということも一つの戦略だと思いますので、そういったことで、どういった組織がいいか、どういう戦略がいいとか、これから考えさせていただきます。このままでいいということでは少なくとも考えてはございませんので、何らかの形で人口対策というのは進めていきたいというふうに思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時09分

再開 午後 4 時34分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、直ちに採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を終えることができました。これも濱本副委員長はじめ委員各位と、市長はじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたします。意を十分尽くしませんが、委員長としてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。